



Title	脱官僚化・脱商品化と社会的協同のハイブリッド的展開 社会的企業分析の前提
Author(s)	鈴木, 敏正
Citation	北海道大学大学院教育学研究科紀要, 97, 127-162
Issue Date	2005-12-20
DOI	10.14943/b.edu.97.127
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/14687
Type	bulletin (article)
File Information	2005-97-127.pdf



[Instructions for use](#)

脱官僚化・脱商品化と社会的協同の ハイブリッド的展開

— 社会的企業分析の前提 —

鈴木 敏 正*

Hybrid of Social Cooperations towards De-bureaucratization and De-commodification: A Premise for Analyzing Social Enterprise

Toshimasa SUZUKI

【要旨】「社会的企業 social enterprise」とは、「事業活動をととして社会益＝社会権の実現をめざすべく、市民社会で協同活動をする組織」である。それは、国家および企業に対する第3セクターとして、1990年代のヨーロッパ諸国において「社会的経済」と呼ばれてきた諸活動の経験ののち、90年代後半からは、失業・半失業を含む「社会的排除 social exclusion」問題を克服するという社会的目的に、多様な協同的・組織的活動をもって取り組む活動として、EUにはじまる国際諸機関の政策に取り入れられてきている。

一般に、現代社会において諸個人が参加して取り組む、社会的・公共的目的をもった協同実践には必ず学習活動が伴う。その教育学的意味を考察する前提として、グローバルな21世紀の代表的協同実践になるであろうと考えられる社会的企業を取り上げて、その展開条件を探る。焦点化するのには、官僚化・国家機関化および商品化・資本化傾向という2つ（厳密には4つ）の「同型化 isomorphism」傾向を乗り越えようとする「脱官僚化・脱国家（行政）機関化」および「脱商品化・脱資本化」の動向とそれを捉えようとする理論である。

これらの検討をふまえて、社会的企業の発展のためには、多様な社会的協同のハイブリッド的・構造的展開が必要であることを主張し、その分析のための理論的枠組みを提示する。

【キーワード】社会的企業、脱官僚化、脱商品化、社会的協同のハイブリッド

はじめに — 課題 —

本稿では、「社会的企業」分析の前提として、社会的企業の現代的意義と当面する課題について基本的な考察をおこない、その現段階的発展のためには脱官僚化・脱国家（行政）機関化および脱商品化・脱資本化の実践としての「社会的協同のハイブリッド的展開」が必要であることを主張する。

筆者は21世紀に求められている生涯学習・社会教育の領域として「地域づくり教育」を提起

* 北海道大学大学院教育学研究科教育計画講座教授（社会教育研究グループ）

してきた。そして、「地域をつくる学び」を育てる「地域創造教育」の6つの実践領域として、①学習ネットワーク活動に支えられた「地域課題討議の公論の場」の形成、②地域調査学習、③地域行動、④地域づくり協同実践、⑤地域社会発展計画づくり、⑥地域生涯学習計画づくり、をあげてきた¹。そうした提起からすれば、本稿の対象である「社会的企業」は、③や⑤にひろがる側面をもちながらも、直接的には④の実践領域に位置付けることができ、その21世紀的形態であるということができる。

社会的企業は、いわゆるポスト福祉国家段階のヨーロッパ諸国において、国家でも企業でもない「第3セクター」として、それまでの協同組合・共済組合・その他の事業活動を行う非営利組織など（それらの総称は「社会的経済」とされてきた）の経験ののち、とくに1990年代後半、就労からの排除を含む「社会的排除 social exclusion」問題に取り組む事業組織としてEU全体の政策的概念となってきたものである。

社会的排除問題とそれに対応する「社会的包摂 social inclusion」の政策と実践については、これまで筆者らは、主として典型例であるイギリス・北アイルランドの事例によって考察してきた²。これらをふまえて、ヨーロッパにおける社会的企業の動向とその意味については、すでに拙稿「社会的企業の現代的意義と存立根拠について」（以下、「前稿」と言う）³でふれている。社会的企業は、第3セクターと言えばNPOが考えられてきたアメリカでも注目されてきており⁴、OECDの政策にも取り入れられてきている。その代表的な文書における社会的企業の仮説的定義は、次のようなものである。

すなわち、社会的企業とは「それぞれの国で異なった法的形態を取っているが、企業家的精神で組織され、社会的かつ経済的な目的を追求する組織」である。焦点となっている検討課題は、社会的不利益を受けている諸グループの訓練と地域労働市場への再統合であり、新しい生産とサービスによって、「権利剥奪された deprived」ような地域を再生することである。その際に、社会的企業に関して注目されているのは、「失業と社会的排除」問題の革新的で力動的な解決方策を見つけ、持続的発展 sustainable development の一環としての「社会的結合 social cohesion」を向上させるような経済的發展に貢献する潜在的諸能力である⁵。

ごく最近では、日本でも社会的企業に注目した研究が現れている。社会的企業をタイトルにした（翻訳書を別にした）日本で最初の著書で中川雄一郎は、イギリスでの動向をふまえて、社会的企業を次のように定義している⁶。すなわち、「地方のコミュニティのニーズおよび他の特別なニーズに根ざした社会的目的をシチズンシップを基礎にして達成するために、財およびサービスの生産と供給を継続的に遂行する市民事業体」である、と。この定義においては、社会的企業が「人びとの労働と生活の質」と「コミュニティの質」の双方を向上させるという社会的目的を達成する非営利の動機が強調されている。

以上のようにみえてくると、社会的企業については、その存立根拠の理解を前提にして、「社会的目的」の内実と構造をどのように捉えるかが、第一の基本的論点となっているということができよう。前稿において筆者は、C. ボルザガらの共同研究「社会的企業：ヨーロッパにおける社会的排除との闘いの道具」の成果⁷をふまえながら、ヨーロッパにおける「社会的企業」の動向を整理した上で、山田定市北海道大学名誉教授の「協同と協同組合」論⁸に学びつつ、社会的企業の現代的意義と存立根拠について論じた。具体的には、社会的企業が追求する「社会益」（社会権の具体化）を私益・公益・共益との区別と関連において捉え、社会的企業とは「事業活動をとおして社会益の実現をめざすべく、市民社会で協同活動をする組織」であると定義した。

これまでの定義においては、「社会的目的」なり「社会益」の理解があいまいであり、他の目的なり利益との関連構造が不明確であったという批判からの提起である。

その上で、社会益＝社会権の展開構造が明らかにされなければならないであろう。前稿ではその枠組みを提起しながら、近現代社会における政治的国家と市民社会の分裂の中で展開する公民（主権者、受益者、職業人、納税者、地球市民）と市民（消費者、生活者、労働者、生産者、地域住民）との矛盾を克服すべく、現代的な社会益＝社会権を現実化するような協同関係を形成することが社会的企業の課題となっていることを示した。つまり、「学習＝教育権」、「生存＝環境権」、「労働＝協業権」、「分配＝参画権」、「共有＝連帯権」と展開する現代的な社会益＝社会権の実現をめざす、多様な協同関係をハイブリッド化することである。

しかし社会的企業は、現代資本主義社会の矛盾関係から離れて、こうした協同関係を自由に展開できるわけではない。前稿で最後に指摘したことは、社会的企業はその内的・外的矛盾関係の中から生まれる「官僚化・国家機関化傾向」と「商品化・資本化傾向」という2つの「同型化 isomorphism」傾向（ボルザガラ）を不断に克服することなしに「社会的企業」として存続することはできないということであった。

したがって本稿では、この2つの同型化傾向とのかかわりで、社会的協同関係をハイブリッド化する社会的企業の現代的意義と当面する課題を検討することにした。地域住民が生産・労働や生活・文化にかかわる諸問題に取り組み、そこにおける諸矛盾を克服する実践過程において不可欠となる学習・教育を生涯学習・社会教育実践の重要な領域と考える筆者の視点からすれば、ここでの検討は、そうした学習・教育実践を分析する上での基本的な前提を整理しておくという作業になる。

なお、藤井敦史も、A. エバースやボルザガらの研究をふまえ、政府・市場・市民社会（あるいはコミュニティ）の媒介領域に位置する「ハイブリッド組織」としての社会的企業に着目しつつ、制度的「同型化」を回避して市民社会の側に社会的企業をつなぎとめていくための仕掛けとして、多様なステークホルダーが参加する所有構造、および「社会的資本 social capital」の2つをあげている⁹。これに対して筆者は、前稿でもふれたように、エバース的3極モデルによるハイブリッド組織の理解ではなく、その内的構造と展開メカニズムをふまえ、より実践的に「多様な協同関係のハイブリッド化」を提起し、同型化傾向についても、「官僚化・国家（行政）機関化傾向」と「商品化・資本化傾向」とを厳密に区別しながら関連づけて検討すべきだという立場をとっている。本稿においては、これらの点について、とくに脱官僚化・脱国家（行政）機関化および脱商品化・脱資本化とのかかわりにおいて基本的な論点を整理しておきたい。

I 近現代における官僚化傾向と脱官僚化

近現代の官僚制についての基本的理解は、M. ウェーバーによって提起されたと言ってよい。周知のように彼は、①実質的合理性に対する「形式的合理性」、②自己の意志を他人の行動に対して押しつける可能性という意味での「力」の特殊ケースとしての「支配」、③伝統的あるいはカリスマの支配に対する「合法的支配」の最も純粋な形態として官僚制を理解した。代表的な官僚制は絶対主義的国家とともに生まれ、その後の近代国家の発展にともなう行政的官庁と資本主義的経営が純粋型をなすものと考えられている¹⁰。

ウェーバーによれば、官僚制は、形式的に正しい手続きで定められた規則によって、合理的

に組織化され、服従者＝構成員に対して組織的に働きかける「支配構成体」である。形式性、即対象性(Sachlichkeit)したがつて没主観性・非人格性、ヒエラルヒーの階層性と審級性、分化された専門的職業性と技術的優秀性、そして秘密性(公開性の排斥)などをその特徴とする。それは、「合理主義一般」を推進するものとして、非合理的なものを打破するという「革命的」影響を与えるものであり、一般に「合理的社会関係化 Vergesellschaftung」を進めるものとして、行政事務の量的・質的増大、行政手段の集中を伴い、「官僚的装置」は永続的性格をもつものとされている。その前提条件としては、社会政策的任務の拡大と交通手段(陸水路、鉄道、電信・郵便など)の発展をあげ、官僚制は、抽象的な規則にしたがつた「社会的差別の水準化」を推進するものであり、「近代的大衆民主制」を不可避的に随伴するものだとしている。

こうした理解は、最近における「官僚制」批判の際にしばしば指摘されるその性格とは、一見すると異なるようにもみえる。たとえば行政機構においては、ウェーバーが指摘したような形式性、非人格性、専門主義的縦割り、そしてヒエラルヒーや機密主義などはますます強化されてきているという反面、非効率性、不合理性、財政コスト増大から無責任体制・天下り・贈収賄などまで、とくに民間企業組織に比して決して「合理的」ではないことが指摘され、そこにマスコミなどを含めた官僚制批判が集中し、それを有力な根拠として、政策的に新自由主義的な市場化・民営化(＝「脱官僚化」)が進められてきているからである。

しかしながら、すでにウェーバーの官僚制理解の中には批判的視点が含まれていたと言える。彼は、官僚制は民主制の発展と併行して拡大するが、「民主制は官僚制化の促進を望んでいない」として、官僚制と民主制との矛盾の可能性を明確に指摘している。そもそも、官僚制が「形式的合理性」を推進とするならば、当然、それと「実質的合理性」との緊張関係が問題にされるべきだし、合法的支配の1形態と考えるならば、官僚制と「被支配(者)」との矛盾関係が検討されるべき課題として提起されていたと考えることができる。それは非人格性に対する人格性、専門化に対する総合化といった関係においても言えることであろう。

そうした課題は、これまでの官僚制理解の展開からも指摘することができる。たとえば、R. マートンは、官僚制化の意図せざる諸結果、とくに手段の目的化から生まれる「逆機能」を問題にしていたが¹¹、さらに P. バーガーらは、社会関係が疎遠で匿名的で厳密に限定された話題に限られるような「全般的な非人格化」、すなわち「人々が他者との意味ある社会的連帯をもたず、自分で理解することも、そして支配することもできない世界」に生きていると思うような「疎外」状況が生まれるとした¹²。そして、I. イリッチをはじめ¹³、戦後の福祉国家体制の中で専門化され制度化された官僚的諸制度に対する批判も相次いだ。こうした議論ののち、最近では脱官僚制の多様な動きを反映して、非官僚的でインフォーマルな組織の位置づけの重要性が理解されてきているのである¹⁴。

もちろん、今日では、ウェーバーの官僚制に関する予測はあたらないという主張もある。たとえば Z. バウマンは、フォード主義に代表される重厚長大、非機動的・固定的で、合理主義的(官僚的)統制が支配する「重量資本主義」に対して、現代は流体的＝液状的な「軽量資本主義」の時代であり、このような時代には、官僚制を支える合理主義的理性は通用せず、手段よりも価値に執着し、「いかに目標を選択するか」の悩みへの対応が支配的になることを強調している¹⁵。このポスト・フォード主義にかかわる問題は、Vで取り上げることにする。

これに対して、ウェーバーの官僚制論をより積極的かつ現代的に発展させようとするものもある。たとえば R. マーフィーは、厳密な意味での形式合理性の展開を社会的閉鎖理論(ウェー

バーの「社会的差別の水準化」論の具体化と考えられる)として発展させる中で、官僚制論の現代的展開の課題として、次の3つをあげている¹⁶。すなわち、①官僚制の継続的發展、とくに委員会制度などによる集団的意思決定過程を位置づけた「人間関係」アプローチの考慮、②支配(安定性、規律化、管理など)という観点からみた効率性の検討、③インフォーマルで相互人格的な関係をも形作る枠組みである、「生命をもった機械」=官僚制の理解、である。これらを含めて、社会的排除(および奪取)の動態的メカニズムの中で、広い意味での形式的合理化という視野から官僚制を位置づけなおそうとしたマーフィーの指摘は、社会的排除を克服しようとする組織的活動として社会的企業を捉える本稿の視点からも注目される。

さて、以上のような官僚制論のおおまかな動向をふまえた上で、現代社会の官僚化傾向は、まず現代国家論の土俵で検討されなければならないであろう。その際の国家は、市民社会と切り離された国家ではなく、A. グラムシが言う意味での国家、すなわち、市民社会の構成員とその諸活動・諸組織に「強制と同意」をもって働きかける、「政治的国家プラス市民社会」としての国家として考えられる必要がある。それゆえ、国家的・行政的組織に特徴的だとされている官僚制は、ウェーバーと同様、市民社会の諸組織・団体にも共通して存在するものとして理解されなければならない。もちろん、周知のように革命の実践家であり、獄中で書かれたものが多いグラムシの理論は体系化されたものではなく、論者によって多様な理解がある。ここで、本稿にかかわるかぎり、あらかじめ筆者の理解について簡単にふれておく必要がある¹⁷。

まず第1に、社会的経済構成体の歴史的総体の把握とそこにおける官僚制の位置付けについてである。グラムシは、社会的経済構成体を経済構造—市民社会—国家の総体として理解していたと考えられるが、国家と市民社会の区別は実体論的ではなく「方法論的な区別」としている。したがって官僚制は、国家と市民社会を媒介するものであり、「国家の支柱」とされているが、実体的な国家の機構(ウェーバーの言う「官僚制的装置」というよりも、国家と市民社会全体にひろがる「ヘゲモニー装置」(マーフィーの言う「支配」の合理性を追求するもの)の中心的な部分をなすものとして理解されていると言える。国家と市民社会を媒介するものとしては国家の側からの「内務行政」と市民社会の側からの「同業組合」(ウェーバーの場合は「資本主義的経営」)が代表的なものとして検討されているが、その両者に官僚制は存在するものと考えられている。

なお、経済構造と市民社会の関係についてのグラムシの理解はあいまいなところがある。彼は「ヘゲモニーは工場から」と主張したり、フォード主義を基盤とする「アメリカニズム」にかかわる重要な指摘をしたりしているが、官僚制と経済構造の関係については残された課題となっている。筆者は、労働過程における「管理労働の二面性」の理解を基盤にして、市民社会と国家の双方に展開していくヘゲモニー(強制と同意)およびそれにかかわる官僚制を位置付けることができると考えている。

第2に、社会諸集団における官僚制の克服は、「知的道徳的改革」をとおして実現されるとされていることである。それは、支配階級の特殊利益に規定された国家を「市民社会に吸収」していくことでもあるが、市民社会から生まれる諸集団が普遍性を獲得していく過程である。その過程は、①経済的—同業組合的統一性から、②社会集団全成員の連帯意識を経て、③普遍的な知的・道徳的統一へという方向性において考えられている。それは、ウェーバーの言う官僚制の形式的合理性・非人格性・機密主義などの諸問題を克服していく過程、全体として民主主義の発展過程として位置付けることもできるが、グラムシはとくに意識変革過程を重視してお

り、まさにそのことが教育学的視点から見て注目されることなのである。

第3に、教育学的視点からみてさらに重要なことは、ヘゲモニー獲得の活動は、「強制」と「同意」（ないし「支配」と「指導」）という2つの側面をもつものとされていることである。それゆえヘゲモニーは一般に「教育学的関係」とされているのである。もちろん、そうした関係は教育的制度のもとに行われている狭い意味での教育ではなく、国家と市民社会のすべての領域において展開されている広い意味での教育的関係を意味している。ウェーバーは官僚制的支配構造の発展過程で、専門家と専門的知識が重視されるようになり、試験制度や教育免状（資格）の位置づけが増大してくることなどに着目しており、そうした視点から社会全体に「教育学的関係」が支配的になってくることを指摘していたが、グラムシはヘゲモニー獲得をめぐる実践的過程において「教育学的関係」の普遍化を捉えていたと言える。

この点にかかわって、第4に、とくに同意や指導をとおして知的・道徳的統一の役割を果たす知識人＝「有機的知識人」の役割に重要な位置づけが与えられているということである。この知識人には、いわゆる大知識人から、ひろく文化・芸術関係者、いわゆる「教育者」、技術者、そして行政職員までを含んでいる。ウェーバーは、官僚制の発達にともなって、「教養人」に対して「専門人（職業人）」が優位となってくることを指摘した。官僚制を担う専門人は、権限のヒエラルヒーと成文化された規則のもと、有給で専任の職員となるが、形式的合理性を追求する没主観性・専門家主義を特徴とする。グラムシの言う「有機的知識人」は、そうした官僚的専門家主義を克服する過程をぬきに実現しないであろう。

第5に、「知識人と民衆の弁証法」の存在を強調し、とくに「知識人と民衆—国民のあいだの感情的つながり」を重視し、それをぬきにすると知識人と民衆の関係は「官僚的・形式的秩序の関係」になるとしていることである。ウェーバーは官僚制が「経済的・社会的差別の水準化」をとおして支配権を確立していくという傾向をもつがゆえに、「近代的大衆民主制」と併行して進むこと、それは本来の民主制と矛盾する側面をもつことを指摘していた。グラムシはそうした矛盾を実践的に克服するものとして、「知識人と民衆の弁証法」を考えていたと言える。それを具現化する「新しい型の知識人」に関しては、「官僚的中央集権主義」などによる知識人と非知識人の分裂を乗り越え、知識人の「知ることから、理解し、感じることへの移行」、民衆の「感じることから、理解し、知ることへの移行」がおこなうことが必要とされている。

第6に、そのようにして官僚制を克服するような関係を具体化するためには、大衆がその生活と文化の日常において形成される「常識」の中から「良識」を引き出しつつ、「実践の哲学」を獲得していくような特別な対応が必要だとされていることである。教育学的視点からグラムシを研究しているマナコルダは、これを教育における「別の道」の組織化の提起であるとしている¹⁸。その過程は、民衆の自己教育過程の組織化として、より厳密な意味での教育学的過程として位置付けなおす必要がある。

以上、やや教育学的視点を重視したグラムシの官僚制にかかわる論点の整理であったが、これらはわれわれが21世紀における官僚的専門家主義の問題点を克服していこうとする際に不可欠な視点である。

ここで、今日の官僚主義的専門化を考えるひとつの視点として、現代の最も著名な社会学者であり、ポスト・モダン論が流行する中で、現段階をモダニティの徹底化・普遍化である「ハイモダニティ」と規定するギデンズの主張をあげることができよう。よく知られているように、彼はモダニティの主要な源泉を、①時間と空間の分離、②「脱埋め込みメカニズム」の発達、

③知識の再帰的専有をあげた。これらは全体として専門化にかかわるものであるが、とくに②にかかわって、「象徴的通票」とともに「専門家システム」の重要性を強調している。そして、モダニティの制度的特性としては、資本主義・産業主義・軍勢力と並んで、「監視（情報の管理と社会的監視）」をあげている¹⁹。

この「監視」においては、直接的なものというよりも、情報管理に媒介された間接的なものが重視され、その「権力媒体としての根本的重要性」が強調されている。すなわち、監視は「近現代国家の行政基盤の強化と密接に結びついた逸脱の統制メカニズム」として、M. フーコーの言う監視や、ウェーバーが言う専門家や専門分化した官吏が握る官僚制的権力をも超えて、より包括的な国民国家という脈絡で捉えられた管理的権力である。とくに今日では、一方における情報の保管・照合・普及方式の浸透、他方におけるシティズンシップの諸権利の実現と結びつくなどして、広範な影響力をもったものと考えられている²⁰。

これらが、現代の官僚的専門主義の背景を説明しようとするものであることは言うまでもない。この問題を今日的なものとして理解するためには、一方では、国民国家の枠を越えたグローバル化の影響、とくに超大国となったアメリカが中心となって軍事的・情動的覇権（それ自体、官民における官僚的専門主義の拡充を含む）を宇宙戦略にまで展開していること²¹がもたらす、「監視」的権力の膨張を無視できないであろう。しかし、もう一方で官僚的専門主義の問題は、人びとの日常生活におけるより身近な現実の中でも吟味されなければならない。そこで、日本において官僚的専門主義を今日の問題として提起する例として、木場隆夫らが指摘する「プチ専門家症候群」をみておこう²²。

知識社会のあり方とのかかわりで専門家化を問題にする木場らは、教育が普及し情報化が進んだ現代においては大衆自身が専門家（「プチ専門家」）化しているとし、そこから「プチ専門家症候群」、すなわち、他人や外部から要請されたことを、ひたすら専門知識を用いて対処し、それだけですべてこと足れりと感じ、内輪以外の他の世間とのかかわりについて一切思いをいたさないようなことが生まれているとする。その特徴は、次のように整理されている。すなわち、①勉強（研究）のための勉強（研究）を行いながら、それを省みない、②専門的知識をもつことによって、社会に対して追うべき責任を自覚しない、③専門領域に埋没し、目的の正当性を省みない、④部分的最適解を求めて、全体的な問題を考えない、⑤根源的、本質的な問題に向き合わず、断片的な知識によるその場しのぎの対応をし、そのことに無反省であること、である。

それらは、知識人の大衆化と大衆の知識人化という中で起こった、「知識体系からの疎外であり、知識社会全体を見通すことができず、細分化された知識だけを持って生活せざるをえないことに由来」する諸問題であると考えられている。それらの解決への糸口は、(1)知識の組み合わせ（理論知と経験知など）、(2)技術倫理のクローズアップ、(3)主体性の回復（個人の重視）、(4)価値の再編（パートナーシップと協働）、(5)余剰配分（生涯学習）であるとする。そして、知識社会にむけての条件として、①文脈の交換による価値の再編成、②休暇と生涯学習の機会の増加、③知識体系の中に個人が位置づけられること、をあげるのである。これらがはたして「知識社会」の形成につながるかどうかについては吟味を必要とするし、その具体化のためには、上述のようなグラムシの提起の意味もふまえつつ、人間的自己解放にむけた教育の理論と実践を必要とするであろう²³。

しかしながら、「プチ専門家症候群」の指摘は、今日における官僚主義的専門化の問題点の広

がりと深まりを示しており、その克服が当面する社会変革の重要な課題になっていることを示している。社会的企業にかかわる官僚主義としてまず問題にされるべきは、国家・行政機関化やその運営のいわゆる経営主義的あるいは管理主義的あり方にかかわるものであるが、住民運動やNPO活動にも存在する縦割り主義や相互排除の傾向にまで視野を広げて、それらの克服が実践的課題となっていることをも考えていく必要があるのである。

もちろん、このような官僚主義的専門性を克服していくような新しい専門性のあり方も問われる。それは、既述のグラムシがいう「有機的知識人」の現代版ということになるであろう。そうした視点からみて注目されるのは、藤井敦史が提起している「市民的専門性」である²⁴。彼はまず、第3セクター概念のあいまいさを指摘しつつ「市民事業組織」概念を提起する。それは、①何らかの社会的使命を軸に、②個人の自発的参加・連帯により形成され、③一定の民主的な運営をとめない、④政府行政官僚機構に対して独立性、批判性を保持し、⑤課題の長期化・複雑化に伴い、継続的な事業経営を行うようになったボランティア・アソシエーションである。

それは本稿で言う社会的企業に重なるものと考えられるが、このような「市民事業組織」として、イノベーション機能、公論形成やアドヴォカシー機能、そしてコミュニティ形成機能を果たすために必要だとされているのが、官僚的専門性とは異なる「市民的専門性」である。その大きな特徴は、現場での知識からのフィードバックに裏付けられた「反省的实践家」(D. ショーン)がもつ専門性である、と藤井は言う。ショーンの理論の意義と限界、「市民的専門性」の内実と、実践者がそうした専門性を形成し、「現代の有機的知識人」となっていく条件とプロセスが吟味されなければならないであろう²⁵。

II 参画型民主主義＝福祉社会と社会的企業

さて、以上のことをふまえて、まず、国家と市民社会の関係における社会的企業の位置付けというテーマから検討していくことにしよう。

現代においては、国家が市民社会に深く介入し、政治的国家と市民社会が相互に浸透し合っていることを疑う者はほとんどいないであろう。それは政治的には帝国主義や「大衆社会」の時代、経済的には「混合経済」や国家独占資本主義の展開とともに明確になったと言えるが、今日では一般に「福祉国家」の登場が大きな転換点になったと理解されている。もちろん、国民国家の市民社会への介入の仕方や程度は国家によって大きく異なり、人権思想に支えられた社会権の実現という視点から見れば厳密には福祉国家とは言えず、むしろ国家の権力が強固であるほど、内実としては福祉の実現が遅れているという傾向があるとさえ言える。

現代福祉国家の典型とされてきたのは北欧諸国であるが、周知のように、スウェーデンのエスピン-アンデルセンは、福祉レジーム(体制)の3類型として、自由主義、保守主義、社会民主主義の3類型をあげている²⁶。「福祉レジーム」は、国家、市場、家族の間での社会福祉的措置の幅広い複合的・混合的なあり方を示すために採用された概念である²⁷。

3類型のうち自由主義は、アメリカやカナダによって代表され、個人主義的で、市場に依存した福祉、国家の介入は残余主義的で、ミーンズテスト付き扶助、最低限の所得移転と社会保険プランなどによって特徴づけられる。保守主義は、(1980年代までの)ドイツとフランスに代表され、コーポラティズム的・国家主義的で、福祉制度によっても職業的地位の格差が維持され、もっとも家族主義的立場がとられていて、社会権の実現は雇用と拠出に基づいている。社

会民主主義はスウェーデンなどの北欧諸国によって代表され、高度に「脱商品化」した、普遍主義的な連帯の原理に立脚して、国家が強力かつ包括的な社会権を保障している²⁸。この「脱商品化」については後述する。

ところで、戦後体制としての福祉国家への主たる批判は、それが国民の国家への依存や官僚主義化をもたらし、財政負担を増大させ、さまざまな「国家の失敗」を生み出すということであった。それは、社会民主主義レジームにあるとされている北欧諸国でも同様であり、むしろ国家的介入が強力であるがゆえにそうした批判が強くなり、1990年代の前半にはそれらの批判を背景にした保守合同政権が誕生していた。94年に政権は再び社会民主主義政権となるのであるが、財政再建とあわせた福祉国家の構造改革は不可避のものとされ、実際に行財政の合理化が推進されてきた。

そうした過程をくぐって社会的企業が注目されてきたのであるが、それは社会民主主義的福祉国家の再構築という中でどのように位置付けられてきたのであろうか。エスピン-アンデルセンのレジーム論では、最近でも、非営利の「第3セクター」はどの国でも役割が限られており、国家からの手厚い保護を必要としているとして、積極的な位置付けは見られない²⁹。

そこで、社会的企業論の立場からの研究を、エスピン-アンデルセンが社会民主主義的モデルとしていた代表国スウェーデンの場合でみてみよう。

ボルザガらの共同研究では、スウェーデンのサードセクターは、伝統的には財団、非営利アソシエーション、経済的アソシエーションの3つの形態があり、文化、余暇、成人教育、利益代表の分野を対象にしているが、とくに同国で大きな位置を占めている協同組合は「経済的アソシエーション」と見なされている。そして、最近急速に増大しているものとして社会的目的をもった協同組合（社会的協同組合）をあげ、主として「雇用可能性 employability の付与」への貢献という視点から検討している（ヨハンナン・ストルイアン執筆）。しかし、それはスウェーデンにおける社会的企業の本格的・構造的分析とは言えない。

そこで、ここではスウェーデン社会的企業に関する代表的な著作として、ビクター・A・ペストフの『福祉社会と市民民主主義（原題 *Social Enterprise and Civil Democracy in a Welfare Society*）』をとりあげてみよう³⁰。それは、原題にあるように、まさに福祉社会における社会的企業の意義と役割について論じたものである。

ペストフは、新自由主義や国家主義を超えた第3の道、したがって「市場と国家を越えて」進む必要を強調しながら、「福祉国家から福祉社会へ」、参加型の福祉国家再生という展望のもとで、とくに互助的・協同組合的福祉モデルを推進するために不可欠なものとして社会的企業を考えている。それはまさに、福祉国家再建の方向において社会的企業を位置付けようとしたものである。

ここで社会的企業は、①公共と民間、②営利と非営利、③公式と非公式という3つの次元から多角的に位置付けられている。アソシエーションは公共・非営利・公式である国家（公共機関）、民間・営利・公式である市場（民間企業）、そして民間・非営利・非公式であるコミュニティ（世帯・家族等）という「福祉トライアングル」のいずれにも接しながら独自の位置づけをもつセクターである。したがって、それは混合的・媒介的性格をもち、多様性をそなえた「ハイブリッド」として発展していく可能性をもっているものとして考えられているのである。ただし、この「ハイブリッド」は、冒頭でみたエバース的3極モデルと同様の特徴と問題点をもっており、ハイブリッドの内的な構造と展開メカニズムや、媒介的性格という場合の「媒介」の

内実は明らかではない。

ペストフによれば、社会的企業は、経済的な目標と社会的な目標を結合し、同時にいくつかの目的を実現しようとする事業体である。したがって社会的企業は、従業員へのより価値のある職業、市民のいっそうの参加、企業への社会的意味の付与、そしてスタッフとクライアントおよび利用者の上に信頼を生み出すという競争上の優位性を与えることができる。社会的企業による社会サービスは本来的に地域的であり小規模であるが、3つの潜在的な貢献、すなわち、①労働生活の再生および豊富化、②消費者ないしクライアントのエンパワーメント、そして③他の社会的価値や公共部門の目標達成の高度化、をなすことができる。これらに応じて、労働者協同組合、消費者協同組合、ボランタリー組織といった諸類型が成り立つのであるが、それら全体をとおして福祉国家の民主化や協同化を推進し、参加型福祉社会を実現するものだと考えられているのである。

それは決して楽観的な展望ではない。1990年代のスウェーデン福祉国家の対人社会サービスは、保守党政権が進めた新自由主義的政策にはじまり、引き続く社会民主党政権による耐乏政策によって特徴づけられる。ペストフが「日本語版への序文」で述べているように、社会的企業は次のような課題へ対応すべきものと考えられている。すなわち、①公的資金供給の大幅な削減にともない、職員の労働環境が悪化し、旧来のサービスの質が維持できなくなっていること、②第3セクター組織が政策提起者や革新者の立場から専門的サービス提供者に変化し、内部の民主主義的精神が脅かされていること（まさに「官僚主義化」）、③EU加盟に伴うグローバル化が進展し、民主主義が徐々に失われたこと、である。

したがって、いかにしてこのような「民主主義の赤字」を克服するかということが問題にされているのである。そこでは参加のあり方が問われているのであるが、その際に、旧来の政治的諸制度への参加、労働組合などを通じた社会的諸制度への参加、そして経済的諸制度への参加に加えて、「第4の形態の民主主義」すなわち市民的諸制度（とりわけ保健、教育、保育、高齢者介護といった居住関連の人的サービス）への公式的参加として具体化される「市民民主主義」が提起されているのである。それは、国民国家と資本家団体そして労働組合団体の「協調主義（コーポラティズム）」による民主主義の限界を意識したものと考えられ、市民的諸制度と対人社会サービスの民主化に基盤を与えるものだとされる。

市民民主主義は、対人社会サービスの協同組合的自主管理による市民のエンパワーメントに関連していて、市民が社会的企業のメンバーとなり、自ら必要とする地域サービスの生産にそのサービスの利用者および生産者として直接参加し、サービスの「共同生産者」となることをとおして実現するものである。それが、投票だけの政治的参加や経済的・社会的サービスの受動的消費者となることと対比されていることは言うまでもない。パトナムらによって提起されている「社会的資本」も、こうした市民民主主義や地域への意志決定への参加を含まなければ、受動的な資源になってしまうと指摘されている³¹。

こうした指摘の基盤となっているものは、市民の複合的な役割についての理解である。市民は、消費者、利害組織メンバー、公的官僚制のクライアント、有権者、活動家の5つ、それに追加的に家族メンバー、賃金労働者の2つを加えた役割をもつとされている。このことを前提として多様な連帯と参加のあり方が検討されているのであるが、それらをふまえて、市民民主主義発展の方向は消費者・クライアントから（あるいは慈善的・権威的そして相談的・官僚的なサービス提供から）協同的な自主経営を通して活力化する「共同生産者」としての市民が形

成されることだとしている。それは、直接的に社会サービスの生産に参加するというだけでなく、サービスに対する退出と発言の自由にはじまり、情報の均衡化、専門的供給者との対話と相互活動などを媒介して共同生産者となる過程である。

以上、スウェーデンの福祉国家の再建の中に位置付けられた社会的企業の内実をペストフによってみてきた。これらを日本において考える場合には、スウェーデンの歴史的・制度的・文化的特徴をふまえないければならないことは言うまでもない。これまでスウェーデンは、福祉国家・福祉社会の典型として多様な形で紹介されてきた。そうした中で、さらに社会的企業について考える際には、たとえば、市民参加を促す地方分権・地方自治制度とくに「コミュニケーション」の研究³²や、グラスルーツの地域住民組織とくに「地域開発グループ」や「学習サークル」への注目³³などは無視できないであろうが、ここではそれらに立ち入ることはできない。

しかしながら、ペストフの提起そのものは、前稿でふれた山田名誉教授の論点、すなわち協同労働を基礎にして、開かれた参加型の民主主義、とくに地域民主主義の発展の中で協同組合の今後を提起する論点と重なってくるということは明らかであろう。もちろん、経済民主主義と区別された「市民民主主義」、市民の5つないし7つの複合的役割、社会的企業の3つの本質的社会的次元から把握された複合的・媒介的性格、3つのタイプをとおした当事者・地域住民・職員の連携など、ペストフの提起には、われわれが日本において社会的企業とその担い手について理論的に考える際に具体的な検討を必要とする点が多い。

筆者の理解についてはVIでふれるが、前提となるのは、国家論的な視点からの再検討であろう。エスピン-アンデルセンは福祉国家レジームという視点から、日本は自由主義と保守主義の合成型ないし雑種になるのではないかと言う³⁴。それは、類型論的視点から今日の特徴を明らかにするという点では有効である。具体的には、たとえば戦後日本政治のあり方にかかわる農業協同組合のコーポラティズム的性格とその変革を考える上でも重要であろう³⁵。しかしながら、現代日本国家を歴史的・構造的に把握するという点では表面的であると思われる³⁶。

筆者は、戦後日本の国家は法治国家・行政国家・事業国家・危機管理国家・権威主義的（新保守主義）国家・企業的（新自由主義的）国家・現代帝国主義（大国主義的グローバル化）国家として展開してきたが、現段階では、それらの（しばしば対立する）いずれの側面をも持った国家として考えることが必要ではないかと考えている³⁷。行政国家から事業国家への展開は日本型「福祉」国家の形成と考えられるから、それを要約的に言えば、現段階は法治国家・福祉国家・企業国家・危機管理国家・大国主義国家の矛盾的統一であると考えられるであろう。法治国家では自由主義（リベラリズム）、企業国家では新自由主義が、危機管理国家では保守主義、大国主義国家では新保守主義が主流であり、これらに対して福祉国家では社会主義的な改良主義が主流である。

現実の国家は、まさにこれらが矛盾しながら統一されている複合的構造として存在するのであり、どのような条件の中で一定の方向が主流となってあらわれるかが問題なのである。現段階の日本は、「新自由主義プラス新保守主義」が支配的な政策となっている国家であるが、だからといって法治国家・福祉国家の側面がなくなっているとは言えないのである。こうした理解をふまえるならば、求められているのは「福祉レジーム」論の限界を乗り越えていくような構造論的かつ矛盾論的な視点である。

もちろん、いまや国家の問題は1国内では捉えきれないということもふまえておく必要がある。1990年代のグローバリゼーションの波に乗って「現代帝国主義（大国主義）」化する日本の

国家に対して、北欧諸国に学んだ「新福祉国家」が提起されてきたが³⁸、21世紀の国家については、地域の問題とグローバルな課題とを媒介する「グローバル国家」の側面を位置付ける必要がある。その媒介の仕方によっては、超大国アメリカの覇権のもとでグローバルな「大競争」を促進し、その主要因となりつつ、日本の国家自体も大国主義化する方向もあれば、「新福祉国家」的要素を拡充して、より多元的で、地球的な維持可能性を追求する国際秩序を形成していく主体となる方向もあり得るのである。

その際に、現段階における焦点となっているのが、無秩序でグローバルな市場競争を促進する方向をとるのか、それに対して国際的・国民国家的あるいは地域的に民主的規制を加えながら、より積極的に脱商品化・脱資本化を進めるのかという基本的な対立である。そこで以下では、現代における商品化・資本化傾向と脱商品化・脱資本化の方向について検討してみよう。

III 現代化＝「第三の道」の帰趨と商品化・資本化傾向

資本化傾向とその前提となる商品化傾向については、福祉国家論の視点からも問題にされている。とくにグローバリゼーションの過程で世界を席卷している国家の新自由主義的改革の中で、外部委託や市場化・民営化から、PFI (Private Finance Initiative) や NPM (New Public Management) といった省略英語が日本でも政策担当者や研究者の間でとびかっている。このような市場第一主義的な政策の展開過程で、確実に社会的サービスの商品化・資本化傾向がみられる。そこでは、社会的企業も新自由主義的政策の重要なテコとすら考えられるのである。

ここでは、イギリスの場合を取り上げてみよう。イギリスはとくに1980年代、サッチャーリズムに示されるように、最も強力な新自由主義的政策をとったことで知られている。しかし、97年の新労働党ブレア政権の発足とともに、社会的排除問題に取り組むにあたって、旧来型福祉国家でも保守主義国家でもない「第3の道」をとり、社会民主主義の「現代化 modernization」という視点から社会的企業を位置付けている。イギリスでは伝統的にボランティア組織が発達しており、第3セクターという場合には「ボランティアおよび地域社会(コミュニティ)組織」を指す場合が多かった。そうした国で提起されてきている社会的企業論は第3セクターの在り方にどのような影響を与えているのであろうか³⁹。

全体的動向としては、「現代化」の中で、イギリス的伝統であるボランティア部門の変容が興り、市場化に対応したボランティア組織あるいは非営利組織(NPO)のマネジメントが問題にされてきている。たとえばオズボーンは、ボランティアに関連して、自由に選択された個人の自発的行為を示す「ボランティアイズム」、社会における個人の行為に着目してボランティア社会を構想する「ボランティアリズム」、そして組織化された行為という組織的・制度的レベルに着目して、それらによる多元的社会の実現を構想する「ボランティアリズム」を区別しながら、とくにボランティアリズムの視点から、ボランティア・NPOの次のような特徴をあげている。すなわち、①正式に組織化されたもの、②国家統制から独立した組織、③マネジメント委員会によって治められ、独立した意志決定をする組織、④独自のマネジメントをする組織、⑤財務的利益ではなく、なんらかのボランティアな価値をもった組織である。ボランティア組織のマネジメントはこうした理解にもとづいて展開されている⁴⁰。

このような経営学的なNPOマネジメントの研究は、社会的企業に関するたぶんにアメリカ的な発想⁴¹に影響されたものである。それらは、第1に、スコットランドや北アイルランドで現

実的に展開されている社会的企業の動向に目を向けたものではない。第2に、1997年に成立した新労働党政権のもとでの新たな動向を検討したものではない。第3に、ヨーロッパ大陸起源の「社会的経済 Social Economy」とのかかわりを十分に考慮していない。

新労働党政権の社会的包摂政策が社会的企業を重視する契機となったのは、「労働への福祉 Welfare to Work」政策による積極的労働力政策の一環として位置付けられた、スコットランド（グラスゴー）における「媒介的労働市場」組織（失業者・半失業者と短期的雇用契約を結び、職業訓練などによって雇用可能性を高め、職業紹介などによって正規労働市場へ送り出す活動をする組織）の展開であったとされている。宮本太郎は、社会包摂政策に非営利組織が組み込まれてくる条件として、サービス産業を主体とした労働市場の展開、人びとの多様な「生きにくさ」への対応があり、とくに媒介的労働市場は、福祉国家が「ローカルに組織されたワークフェア・レジーム」に変容する過程で効果的な代替策として採用されたとしている⁴²。そして、媒介的労働市場組織については、ベルリンの自助運動組織やトレントの社会的労働組合といったモデルに比して、より実践的技能・知識の形成と労働市場への参加を重視しているモデルとして位置付けている。

しかしながら、モデル分析の限界については別にして、スコットランドという地域に限定してみた場合でも、社会的企業は媒介的労働市場組織によって代表されるわけではないことは、ここで指摘しておかねばならないであろう。たとえばJ.ピアスは、「地域社会企業 community enterprise」の伝統のあるスコットランドの経験をふまえて、社会的企業論を体系的に展開している。彼は経済の3つのシステム、すなわち私的利潤を志向する「第1システム」、計画化された公共的サービスにかかわる「第2システム」、そして社会的目的をもった自助・相互扶助活動である「第3システム」に区分し、その「第3システム」の中に、家族経済、ボランタリー組織とともに「社会的企業」を位置付けている⁴³。部門（セクター）ではなくシステムと言っているのは、均質なイメージがある前者を避けて、本質的に多様な生産様式を含む複合的な構造を示そうとしているからである。その際、「社会的経済」は事業活動を行うボランタリー組織と社会的企業をあわせたものと考えられている。近隣社会で活動する地域社会企業は社会的経済である。

彼は社会的企業の基本的性格として、次のような点をあげている。すなわち、①社会的目的をもっている、②それを市場における事業を通して達成しようとしている、③利潤を個人に配分しない、④コミュニティの便益のために資産や富をもっている、⑤組織の統治に構成員が「民主的に」かかわる、⑥外部の制度や社会に対して説明責任をもっている独立した組織である、の6つである。これらは他の論者によっても確認されてきたことであるが、とくに地域からグローバルなレベルにわたる「第3システム」のネットワークや連帯、あるいは社会的会計の重要性を指摘しながら、⑤や⑥を強調しているところに特徴がある。社会的企業の代表としては、地域ないし地区レベルで活動する「社会企業 Social Firm」、全国的ないし地方レベルで活動する「社会的事業 Social Business」、さらにはグローバルにまで活動する「相互扶助（共済）組織 Mutuals」、「公正取引会社 Fair Trade Company」、これらすべてのレベルにかかわる「労働者協同組合」があげられている。

一般に、市場化の程度が相対的に低い周辺的地域ではとくに、社会的企業は地域社会 community と密接な関係をもって展開されている⁴⁴。ピアスは近隣社会で活動する社会的経済としての「地域社会企業」を中心におきながら、地球的規模にまで発展している社会的企業を整理し

ている。しかし同時に、それらが重なり合って地域社会発展をめざす「地域社会事業モデル Community Business Model」も提起されている。そうしたモデルが現実的に発展してきたのは、スコットランドよりも市場化の程度が低く、とくにカトリック・コミュニティで共同体的性格が残っている北アイルランドである⁴⁵。

北アイルランドではとくに、社会的排除問題に取り組む地域行動を伴う「地域社会発展 community development」運動の中から社会的企業が生まれてきている。それは「ボランティアおよび地域社会」セクターとして位置付けられ、1970年代の地域行動から80年代には多様な協同組合が生まれ、90年代に入ると協同組合開発機構のように行政的支援を受けて北アイルランド全体に展開するものも設立された。また、より地域社会の発展にかかわるものとしては「地域社会発展協議会 community development association」のようなものが生まれてきた⁴⁶。90年代後半になってこれらを総合的に発展させようとする動きが高まった。とくに注目されるのは、EUの政策的資金をも導入して活動する「社会的経済機構」（デリー市）である。

こうした活動においては、ブレア政権によって推進されている社会的企業はどのように見られているのであろうか。ここでは、長年北アイルランドの地域社会発展と地域社会発展教育にかかわってきて、最近では、社会的経済機構のディレクターとして活躍しているP.マクレンハンの評価を聴いてみよう⁴⁷。

彼女は、社会的企業の二面性、とくに契約文化や企業精神を強調した社会的経済や社会的企業の強調が、それまでの地域諸組織に大きな転換をもたらしつつあることを指摘している。中でも、小規模な地域社会・ボランティア組織が競争入札を原則とする「契約」から排除され、そうでなくとも競争の中で取り残されていること、他方、存続しつづける組織では職員への再教育などによって企業的精神が強調され、とくに大きな組織の中では、外部から経営管理者を導入することも含めて企業の経営の論理が重視され、その社会的目的が見失われがちとなってきたことが問題とされている。こうした傾向が、拡大EUにともなう競争の激化、北アイルランドに対するEU政策資金の激減という状況の中で強まってきているのである。

以上のような動向は、商品化・資本化への傾向が強化されていることを示すものであろう。その際、一定のプロセスをともなって実質的に資本化傾向が浸透しているということに注目すべきである。それは、やや一般化してみれば、競争入札を伴う「契約化」（私事化）→市場化＝商品化→事業組織（資本資産）化→専門職・雇用労働力化→企業の経営管理→私的企業化といった過程である。もちろん、競争が激化する中で社会的経済・社会的企業諸組織の分化・分解が進展する過程も資本化傾向の重要な現れであるということが出来る。こうした過程で、なお諸組織が社会的目的を掲げているとしても、実質的に地域社会・ボランティア部門の変質過程が進んでいると言えるのである。

ところで、資本化傾向については、共益を追求するものとされてきた協同組合においてすでに経験してきたことである。そもそも、協同組合を資本として把握するか、資本とするならばどのような資本かということは、協同組合論における基本的な論点であった。そうした中から、協同組合資本は不分割で社会的目的をもった共同財産であり、株式会社とは異なり、直接に社会的な資本であるという「社会的資本」説も生まれてきている⁴⁸。こうした動向は、社会的企業論の視点からも注目すべきことである。

協同組合は、その原型においては所有・管理運営・労働・受益者の一致した組織である。しかし、協同組合の資本化傾向にともない、これらは分離してくる。そうした傾向がいきついた

端的な例は、1980年代後半のフランスとドイツにおける消費者協同組合の株式会社化であろう。そうした動向への対応は、協同組合大国とみなされてきたイギリス、イタリア、スウェーデンなどにおいても重要な課題となってきた⁴⁹。1990年代以降の社会的経済から社会的企業(その典型としての社会的協同組合)に至る提起は、こうした中で、非営利・協同組織の独自性を発展させようとする努力であったとも言える。

協同組合を協同組合として維持しようとするならば、所有・管理運営・労働・受益者を意識的に再統一する必要が生まれてくる。それは、大きくは組織・運動と事業・経営の統一の課題として考えられてきたことである。実践的には、組合員、協同組合労働者、そして理事会の連携の課題である。

日常的にも、たとえば生活協同組合における組織活動、とくに班活動や多様な委員会活動は、組織・運動と事業・経営を繋げることが期待されている実践であると言える。農業協同組合においても、最近においてとくに福祉活動への取り組みが拡大するにともない、ボランティアの活動と協同組合活動の統一が課題として提起されてきている⁵⁰。そもそも、とくに日本の総合農協は、地域組織、専門別部会、さらには自主的生産組合から自治会などの地域組織にささえられて存在するものであり、多様な協同関係の複合的な組織であるということが出来る。

社会益を追求する社会的企業においては、資本化傾向と脱資本化傾向の対立の問題はより重要な意味をもつ。協同組合においては利潤が生まれてもその配分のあり方によって共益追求が維持される可能性があるが、社会益を明示的に宣言している社会的企業においては、私的利潤の追求はすぐさま社会益の追求と根本的に対立するものと考えられるからである。とくにボランティア・NPO活動から社会的企業へと発展してきたような場合は、その「ミッション」と事業活動とのズレや矛盾が絶えず問題となっている。社会的企業論においては、必ずといっていいほど、それに対応するための「社会的資本 Social Capital」形成が問題となってきた。社会的資本には信頼や協同・連帯といった意識形成が含まれ、それらは社会的企業の実践展開において重要な意味をもっているからである。

IV 現代福祉国家の変容と脱商品化・脱資本化

IIIでみたような傾向が生み出す諸問題を克服する方向は、基本的には脱商品化・脱資本化ということになるであろう。上述のエスピン-アンデルセンは福祉レジームを定義するにあたっての第1の指標として「脱商品化」、とくに「労働力の脱商品化」をあげていた⁵¹。彼は脱商品化を「諸個人を実質的に市場への依存関係から解放すること」と捉え、現代的な社会権の導入によって、権利としての社会サービスが発展することに伴い「労働力の脱商品化」が生じるとしている。社会権の展開とのかかわりにおいて脱商品化を考えていることは、社会的企業の活動を現代的な社会権の現実化という側面から捉えることを重視している本稿の視点からも注目されるが、現代的な社会権の展開構造については明確ではない。この点、筆者の理解についてはVIで提起する。

ここで指摘しておきたいことは、エスピン-アンデルセンが脱商品化を進める主たる主体を社会民主主義的国家であるとしている(階級同盟は重視しているものの、市民社会の側からは考えられていない)ことである。いわゆる「国家資本主義」の問題を振り返るまでもなく、国家が労働力を雇用することや社会サービスを提供することは、脱資本主義、より厳密に言えば「脱

労働力商品化」を直接的に意味するわけではない。福祉レジームが公式的にも資本主義を前提にして考えられているとしたら、なおさらのことである。

エスピン-アンデルセンの脱商品化論は労働力商品化の止揚をめざすものではなく、市場への従属が深化しないようにすること、むしろ「労働力の商品化を安心して経過させること」であることについては、すでに竹内真澄が指摘している。彼は、エスピン-アンデルセンは市場システムの枠内で考えていて「所有システム」には及んでいないこと、したがって、人間のアトム化に対応できても「人間の部品化」には対応できないと批判している⁵²。

しかし、彼の言う「人間の部品化」は所有論レベルというよりも労働過程論レベルの問題として吟味すべきことである。ここであらかじめ結論的に言うならば、脱商品化・脱資本化論は、市場論、所有論、労働過程論、分配論、そして階級論（蓄積論）の区別と関連の総体において考えられなければならない。この点もⅥであらためて提起することにするが、ここでは、そうした見通しをもちつつ、他の脱商品化・脱資本化論も検討しておこう。

これまで多様な「脱商品化」論があったが、それらは福祉国家や現代資本主義の特徴としても、それらの危機への対応やオルターナティブとしても提起されている。それらの議論は複雑であるが、「脱商品化」一般と「脱労働力商品化」あるいは「脱資本化」が区別されずに議論されていることもしばしばである。そうした混乱を整理しつつ、それらの中から「社会的企業」（第3セクター）が位置付けられてくる経過と残されている理論的課題を整理しておこう。

現代における脱商品化・脱資本化への議論は、まず商品や資本が社会において全面的に展開する前提となる市場経済を批判的にとらえるところからはじまる。それは、1980年代から支配的になってくる、多国籍企業を主導力とする競争的市場経済のグローバリゼーションと「市場の論理」を優先する先進諸国の「新自由主義的政策」への批判としての側面をもっている。

市場経済の歴史的特殊性をふまえてそれを相対化し、社会への「再埋め込み」を主張した経済人類学・比較経済学者 K. ポランニーは、代表的脱商品化論の最初に位置付けられるであろう。彼は、市場経済は「市場によってのみ制御され、規制され、方向付けられる経済システムであり、財の生産と分配の秩序はこの自己調整的なメカニズムにゆだねられる」として、それが18世紀末にはじまる西欧資本主義に特殊なものであることを歴史的・比較経済学的視点から明らかにした。そして、市場経済の展開はもともと社会関係の中に埋め込まれていた経済システムが逆に社会関係をその中に埋め込むという逆転をもたらしたが、その市場経済の限界が明らかになり、その自己調整的メカニズムが機能不全をおこしているのが現代であり、市場経済は再び社会の中に埋め戻されなければならないと言うのである。それは、単に互酬・再分配・交換を統合する経済の実体的な在り方を取り戻すというだけでなく、「生産者としての毎日の活動において人間を導くべき、あの動機の統一性」を回復することであり、市場経済的な見方とはまったく異なる「人間と社会のトータルな見方」によって規律づけられた企てにより、産業の問題を「生産者と消費者がみずから計画的に介入すること」で解決しようとする「真に民主的な社会」を実現する方向でもある⁵³。

こうした主張は、文明論的視点から同じように商品経済の批判を行い、「バナキュラーなジェンダー」が支配する「自立・自存の生活」あるいは「コンヴィヴィアリティ（生き生きとした共生）」を提起するイリッチのような、やや「先祖返り」的なもの⁵⁴とは異なると言えるかもしれない。しかし、比較社会経済論的視点から、①市場経済一般と資本主義（そして現代資本主義）の論理とを区別せず、②市場経済を批判するのにそれ以外の社会システムの論理をもって

していること、そして、③市場経済を実体的な生存に対する（目的・手段関係で捉える）「形式的な論理」が支配する制度として理解する点において共通性をもっている⁵⁵。ポランニーが「本来商品でない」産業の基本的要因＝労働・土地・貨幣が「商品視」（商品擬制）されることを基本的問題とし、その歴史的過程を解明しようとしていることには積極的意義がある。しかしながら、K. マルクスの価値形態論に立ち戻るまでもなく、労働・土地とは異なって貨幣はもともと「商品の一形態」であるし、「貨幣としての貨幣」、あるいは「資本としての貨幣」の独自の意味、一般に、商品と資本との基本的な差異がふまえられなければならないであろう⁵⁶。それは、商品化と資本化を区別と関連において捉えるという課題になる。

これらについては後述するが、たとえば、商品と資本を媒介する「貨幣」についても、具体的な検討を必要とすることになる。貨幣についてはその「価値尺度」や「流通手段」の機能に着目するならば、公正取引（あるいは同一労働＝同一価値）の原則にもとづいて、国際的な不等価交換を告発したり、国内的な経済民主主義を追求したりする際に重要な役割を果たす可能性があると言える。それは社会的企業の使命にも加えられ得るものであり、これまでの経験でも、生産者と消費者の顔が見え、相互交流の活動をもともなう「産直」運動や、労働時間を単位にしたり、互酬性の理念でネットワーク運動を進めたりする「地域通貨」運動もあった。これらを見るならば、貨幣の問題は、貨幣そのものから生まれるということとはできないであろう。商品化の一形態と考えられる貨幣の社会的諸問題は、それを「（資本の）蓄積手段」とするところから生まれるのである。とするならば、社会的企業の立場からの貨幣への対応の課題は、それを「貨幣としての貨幣」とし「資本」へと転化することをいかに集团的・社会的に規制するかということにあると言えるであろう。これらを見無視して、商品化＝貨幣化＝資本化としてしまうわけにはいかないのである。

さて、以上でみてきたことをふまえて、「脱商品化」を資本主義以前あるいは資本主義の外からの制度や論理から提起するのではなく、現代資本主義の内在的な批判から提起している議論が検討されなければならない。ここではまず、「後期資本制社会システム」という視点から脱商品化論を展開したK. オッフエを取り上げてみよう。

彼は、マルクスが提示した、資本制システム自体の土台の上で資本所有の「潜在的止揚」をする「株式会社」と、積極的な止揚をする社会的実験と考えられる「協同組合工場」とのアナロジーで、発達した資本主義＝「後期資本制システム」の内部から生まれてくる「脱商品化」の傾向を指摘した。その意味で、現代資本主義下における社会的企業の意味を考える際に基本的な議論であると言えるが、彼が理解する「脱商品化」の範囲はかなり広い⁵⁷。

すなわち、第1に、労働人口の配分に関するもので、「労働」ではない社会化形態の成立とされている。具体的には、制度化された労働（賃労働）の外部にある人々で、家族制度によって組織された個人（主婦など）、教育制度の自立にともなう生徒・学生、年金など社会保障制度の発展に伴う移転的所得の受益者、病気や犯罪あるいは逸脱行為によって諸施設に入所されている人々などである。これらの脱商品化された社会化形態で生活が組織されているような諸集団は、国家による「社会的統合」の対象となっている。そして、労働市場と関係しないかその周辺にいる集団は、後期資本制社会において次第に政治的プロテストやコンフリクトの大きなポテンシャルをもったものとして立ち現れてきている。

第2に、経済的に要求される労働力を配分することに関するもので、価値増殖過程から切り離された労働形態の増大と考えられている。その前提は、後期資本制社会では、労働過程と価

値増殖過程の分裂傾向が明確化するという理解であり、価値増殖過程にはない具体的労働として利用され、可変資本ではなく「収入」が保障される部分が急速に増大するとされている。具体的には、サービスや流通部門、とくに販売労働・職員労働、国家の職員・労働者、官吏の労働が考えられている。これらの労働は一般に労働の社会化にともなって増大するものであり、「資本の運動が全局面で指導、管理、配分、計画等の活動となる」必然性から生まれてくるものである。彼は、社会的労働の統御とその決定にかかわる具体的労働の内容的・機能的合致を維持するためには、「商品形態の累進的侵犯」が要求されると言う。

第3に、社会的価値生産物を価値増殖過程に利用するか具体的使用関連に利用するかに関するもので、資本ではなく国庫収入となる部分の増大傾向に伴うものである。これは彼が言う「資本制的社会化形態の構造的自己麻痺化過程」に対応して増大するもので、具体的にはインフラストラクチャーあるいは公共財として議論されている領域があげられている。言うまでもなく、そこでは私的資本の価値増殖過程と公共性との矛盾が問われているのである。

以上のような3つの水準において進展する「脱商品化」過程が現実的に脱商品化を進めるか否かについてはより具体的な検討を必要とする。たとえば、私的資本のもとで展開される流通・販売・サービス労働はもちろん、公務員も「賃労働」の形態をとって「所得」が支払われているからである。しかし、オフフェは、これらの労働形態には次のような共通の指標があると言う。すなわち、①労働力を商品へと「抽象化」する資本制的社会化の様態から逸脱していること、②発達した資本制的社会で増大している社会構造的要素であること、③価値増殖の視点から発生論的かつ機能的に必然的であること、④特定の目的と結果に固定された具体的な生活形態と生産形態であり、価値増殖過程の支配的な抽象形態に対する異物であること、⑤この構造的矛盾によって社会的・政治的コンフリクトが引き起こされ、抽象的価値生産と具体的使用価値生産とその配分の諸形態の結合可能性の限界を示していること、⑥この限界がどの程度引き延ばされるかの基準にかかわるのが「社会的統合」の程度であり、抽象的価値増殖基準への具体的生活関連の従属を社会的に妥当させる「シンボルの正当化メカニズム」の作用であることである。

コンフリクトを持ったこれらの「後期資本制システム」における諸傾向の指摘は、十分に検討に値する。しかし、脱商品化論として見た場合には、全体としてオフフェは、資本制的生産や価値増殖過程について狭く捉えすぎているように思える。彼が指摘したような傾向は、それらの領域においてもなお発展している商品化傾向や資本化傾向との関わりにおいて理解されなければならない。そうした視点から、一方では、個人単位を越えた家族（家計）単位で捉えること、他方では、個々の産業を越えた地域単位あるいは国民国家全体の再生産過程の中で再検討してみることも必要であろう。

もともと資本主義は、上述のポランニーも指摘しているように、ほんらい商品ではない土地（自然）や人間的労働力までも商品とし、資本蓄積過程に組み込んでいくという傾向をもっている。オフフェが言う後期資本制社会においても、あらゆる物とサービス、さらには情報や知までもが商品化される傾向はむしろ強まっているし、文化や教育はもとより、直接的な人間関係にかかわる領域や心理・愛情にかかわる領域までもが商品化され、企業的な活動の対象となる傾向が進展しているのである。

こうした動向もふまえながら、労働の「脱商品化」過程を具体的に把握しようとするとき、オフフェの脱商品化把握のやや形式論的・形態論的性格をも克服していく必要があるであろう。そのため

には、労働の内実を問わなければならない。この点では、A.ゴルツが「経済合理性」が適用できる活動の要件として、次の4つのことをあげていることがひとつの切り口となるであろう。すなわち、①使用価値を生み出し、②商品交換を目的とし、③公の領域で、④計量可能な時間で、できるかぎり高い採算性をもつということである。彼は、これらのパラメーターのいずれかが欠落している多様な活動をおおきく、報酬を目的としている「商品活動」と、報酬が第1目的でない「非商品活動」に区分した上で、後者には、自分たちが作り手であり同時に唯一の受け手であるような使用価値の生産を行う「自分のための労働」と、それ自体が目的であるような「自律的活動」が含まれるとしている⁵⁸。

したがって、ゴルツの視点からは、脱商品化とはこの意味で商品活動を非商品活動とし、「自分のための労働」からさらに「自律的活動」を創造し拡充していくということになるであろう。彼は、「自分のための労働」を「自分たちのための労働」に発展させていくものとして、相互扶助や協同組合活動、あるいはボランティア活動と制度的サービスの協働、一般に私的領域と公的領域の間にある「マイクロ社会活動」を重視している。そして、労働の他律性を超えて活動の自律性の領域を拡大するためには、「時間を勘定することがなくなり、時間がいないために人間が外部サービスまかせにしてきた活動を、家庭の領域や自発的協同によるマイクロ社会の領域に復帰させること」を選択することが前提となるとしている⁵⁹。

こうした提起は、1990年代以降の長期的・構造的不況下で、一方における「不正規労働」の急増や、他方における「働き過ぎの時代」が社会問題となってきている中で⁶⁰、オルターナティブな「スローライフ」運動やコミュニティづくり運動、そしてボランティア・NPO運動が発展していることを考えるとき、リアリティをもった指摘だったと言える。そうした脈絡において社会的企業は、現代人の働き方と生き方の転換を迫る「脱商品化」の実践であると考えることができよう。

V 資本主義の新段階における脱商品化・脱資本化

前章で見たオッフエらが指摘していることをより具体的に吟味していくためには、現代における資本の蓄積様式と国家的介入様式の変容をふまえて、矛盾する諸側面をもちながら現実の中で展開する商品化と脱商品化を捉えなければならない。このように考えた場合に、いわゆるレギュレーション理論の中から生まれてきた脱商品化論を検討しておく必要がある。

レギュレーション理論は、第1次世界大戦後のアメリカで広まり、第2次大戦後において先進諸国で一般化したフォード主義的生産様式を基盤にした大量生産・大量消費、国家独占資本主義や福祉国家体制と呼ばれたような「挿入国家」の展開と社会的統合の動向をふまえ、これらの総体を蓄積体制・消費様式・構造諸形態・発展様式といった概念を駆使して把握しようとした⁶¹。その理論は、1960年代末にはじまるフランスの民主化運動から、1980年代前半のミッテラン社共連合政権に至る経験を背景としている。理論的にはとくに、アルチュセールの構造主義やフランス共産党の国家独占資本主義論の限界を乗り越えようとし、前述のグラムシが展開したフォード主義論の示唆を受けて発展してきたものである⁶²。もちろん、その内部にはさまざまな差異があり、日本でもそれらの理論をどのように受けとめるかについての議論があったが、ここでひとつだけ指摘しておくとするならば、そのフォード主義論はマルクスの剰余価値生産論とくに相対的剰余価値生産論の展開であったということである。

すなわちマルクスは、資本による絶対的剰余価値の生産は、どんな限界も克服されるべき制限として、たえず流通圏域を拡大し、世界市場をつくりだそうとする傾向を生み出すことを指摘していた。そして、相対的剰余価値の生産は、たんに生産諸力を飛躍的に発展させるだけでなく、新たな諸欲求、あらたな消費を生産し、「可能なかぎり豊富な欲求をもつものとしての、社会的人間」を生産する。資本にもとづく生産は、一方で「普遍的な産業活動 Industrie」を生み出すとともに、他方では「自然および人間の諸属性の全般的な開発利用 Exploitation」、「全般的な有用性」の体系を作り出すのである。そうした傾向を、マルクスは批判的な意味合いをもって「資本の偉大な文明化作用」と言ったのであった⁶³。

ここで重要なことは、こうした諸傾向をととした資本の生産と価値増殖・実現の統一は「直接的ではなく、ただ、もろもろの条件に、しかも……外的な条件に、結びつけられているような過程」であると理解されていることである。まさにこの「もろもろの条件」を含めて現代資本主義における上記のような絶対的・相対的剰余価値生産（彼らの用語では「外延的」・「内包的」蓄積）の展開を、フォード主義の発展として明らかにしようとしたのがレギュレーション理論にはかならないと言えるからである。その上でさらにレギュレーション理論は、1960年代にはじまるアメリカ合衆国におけるフォード主義の危機を明らかにしようとした。

たとえば M. アグリエッタは、その危機を総括的に「労働力再生産の社会的費用の長期的低下傾向が逆転」したことにあるとする⁶⁴。すなわちフォード主義は、潜在的生産性を枯渇させ、生産点における階級闘争をよみがえらせるとともに、「私的財の大量消費と賃労働者階級の階層化にもとづく消費様式の安定性は、次第に集合財に依存」するようになるが、その集合財の生産を資本制蓄積の片隅においやるために、消費様式の安定性が脅かされるようになる。この危機から抜け出そうとして現代資本主義がとる対応が「ネオ・フォード主義という新しい統合」であると言うのである。具体的には「インフラストラクチャーの変化によって、内容的蓄積の基礎としての労働力再生産の社会的費用が、長期にわたってふたたび低下」するような方向である。

ここでのテーマにとって重要なことは、こうした変化が集合的消費手段の分野に「商品関係の侵入」を許す、いわば再商品化を進めると考えられているということである。それは、あたらしい労働編制様式が一般化することによって可能であるとされる。すなわち、フォード主義的な機械化原理が「情報化原理」によって規制され、細分化された労働が「半自律的な労働集団」に、そして、ヒエラルヒー的な指令手続きが「生産そのもののグローバルな強制」によって代わられることである。こうして、集合財やサービスの生産において「公共的主導性が後退」し、集合財は消費手段生産部門において商品関係が拡大する領域となる。他方、こうした生活条件の社会化のもとで、国家はその内部に社会諸関係を接合し、「社会の全面的な組織化」をめざすことになる。それは、「自由主義のイデオロギー的覆いのもとで強い全体主義的傾向を生み出す」とされる。

以上のように、1970年代半ば過ぎの時点でアグリエッタが、フォード主義の矛盾から必然化するネオ・フォード主義として、情報化やグローバリゼーション、ポスト・フォード主義の生産様式、そして新自由主義=新保守主義といった、80年代以降において支配的となる方向を指摘していたことには刮目すべきであろう。ここで重要なことは、第1に、ネオ・フォード主義における国家的介入を、オッフエの言うような「脱商品化」傾向としてではなく、むしろ「再商品化」傾向として捉えていることである。第2に、生活の社会化と危機対応の動向をふまえて

て、「集合財」あるいは「集合的消費手段」に問題を焦点化してきていることである。ただし、集合財もお国家論的な視点から、再商品化を促進するものとして捉えられていて、「脱商品化」、とくに市民社会からの傾向としては捉えられていない。

そこで、同じレギュレーション理論の中から、ネオ・フォード主義の先に来るものを考えつつ、国家でも資本でもない第3セクターと地域の固有の意義を強調することになったA.リピエッツの議論をみておくことにしよう。フォード主義とネオ・フォード主義（リピエッツはより労働過程に即してネオ・テラー主義と言う）あるいは新自由主義モデルの共通の特徴を生産第一主義にみるリピエッツの理論的特徴は、それまでのレギュレーション理論による指摘に加えて「エコロジーの危機」を重視しているところにある。彼が提起する新旧のフォード主義に対するオルターナティブは、次のような点であった⁶⁵。

すなわち、①直接的生産者が自分たちの活動を大幅に制御できるようにすること、②自由時間の拡大（消費と余暇における商品関係を後退させること）、③生態系と調和する科学技術の選択、④賃労働関係以外の社会関係をヒエラルキーが後退するような方向に変化させること（何よりも女性解放と人種差別撤廃）、⑤国民国家内部の連帯の形態を、貨幣による配分を自主的に運営される活動体や交渉にもとづく社会的に有用な事業に対する助成に変えること、⑥下からの民主主義の諸形態への移行（諸個人間の水平的交通、代表に権限を委譲することが少ない民主主義）、⑦国民国家間の不平等を見直し、国内市場にもとづく共同体間の相互利益になるような関係に作り変えること、である。それらは、3つのテーマ、つまり、(1)個人と集団の自律性、(2)個人と集団との間の連帯、(3)社会、社会的活動の生産物、社会環境のあいだの関係原理としてのエコロジー（「深層の責任」）、に要約される。その社会的基礎は、「疎外された社会諸関係に反抗する、抑圧された人々、人権を侵害された人々、搾取された人々——女性、産業構造の転換や衰退する技術の犠牲になる労働者、失業者や臨時工、多文化が共存する大都市の若者、借金を背負うか「落ちこぼれた」農民、など——を再結集すること」にあり、すべての解放運動のあゆみを再結集することにある。ヨーロッパでそうした大同団結が行われる場所こそが、とくに、直面する諸問題の「複合性」を提起できる枠組みの広さをもった「環境保護運動の内部」にあると言うのである。

こうした主張は、その後のグローバリゼーションの本格的展開に対するオルターナティブを提起する運動と理論⁶⁶にもつながるものであると言えよう。しかし、ここで注目しておきたいことは、彼がオルターナティブの一環として、とくに「福祉国家から福祉社会へ」の方向を具体化するものとして「社会的に有用な事業のための仲介機関」=経済活動の「第3セクター」の創造を提起していることである⁶⁷。それは、福祉国家の大部分の欠陥を除去しようとするものであり、「社会的に排除された人々を、市民としての全権利を享受する市民に変える使命」をもっている。

それは、「計画と市場の間で、中間的な位置」を占めるものであり、部分的に資金助成を受けて、「中期的な契約関係」がある。その労働者は、「自主的に運営される（必要があれば、経営アドバイザーや職業訓練機関の援助を受ける）協同組合組織」に集められる。そこでは新しい社会関係の実験が行われている。すなわち、教育と活動を結びつけ、新しい契約関係（商品関係でも、家父長制的関係でも、官僚主義的でもない）の追求を通じて、「ユーザー」との関係を刷新することができる。それは、「自主管理、両性の平等、課業の民主的な決定、などを学ぶ学校」であり、「経済関係の人間化」の新たな第一歩となるだろうとされている。

以上のような意味での「第3セクター」は、まさに社会的企業の理解に重なっていくものである。もちろん、その展望は楽観的すぎるという指摘もできよう。それが、商品関係や官僚主義的なものに戻ってしまわない保障はどこにあるのであろうか。リピエッツはこの第3セクターを、自立と連帯の新しい同盟としての「福祉共同体の原理」のもとにおく必要性を強調する。その新しい同盟は、話し合い、底辺での交渉など、つまり「地域的なもの」に注目する。地域に諸個人の対立があることをふまえつつ、「利害の相互理解から連帯への移行」、つまり「各人の行動の自由と幸福は、周囲の人の自由や成功や幸福が拡大するかどうかに依存する」ということが自覚されていく自発的な過程が重視されているのである。それは「連帯資金を社会的に有用な事業のなかで増やすような仕方を利用」することを通して展開するのであるが、そうした地域レベルでの発展は、「地域レベルを越えた社会契約の場所」「国内の連帯や国際的な連帯」がなければ、弱肉強食が支配する「自由競争」に戻ってしまう恐れがあることが指摘されている。

リピエッツは、当面する危機の解決策であり、同時に「多少とも根本的な変化に道を開く妥協」を形成する方向を考えている。それは、「生産者や市民が自分たちの生き方や働き方に対する制御能力」を上昇させるような妥協であり、社会的な有益性と(使用価値的な意味での)効率性を増大させるもので、「集合的な財やサービスの生産というオルターナティブな(共同的、協同的といった)諸形態」、「人々の暮らしにいちばん近い、それゆえ地域的(レジョナル)で、非市場的かつ民主主義的な調整形態」を必要とするモデルである。それは、福祉共同体の枠組みの中で「社会福祉と環境保全に貢献する第3セクター」に注目するものである⁶⁸。これらはすべて、社会的企業の現代的な位置づけにかかわるものであると言える。

しかしながら、以上で見てきたようなレギュレーション理論における脱商品化論はその後にあって十分に発展しているとは言えず、それらと社会的企業(第3セクター)論とのかわりについてほとんど議論されてはいない⁶⁹。しかし、前稿でもふれたように、フランスにおいて第3セクター、とくに「アソシアシオン」を積極的に位置づけようとする議論は続いており、それは1990年代の「社会的経済論」によってヨーロッパ大に拡大していったと言ってよい。

アソシアシオンをポスト・フォーディズムの新しい経済の中心におこうとする代表的な主張は、R. シューの「第4次経済」論であろう。彼は、IVでみたゴルツの主張と重なる「労働から活動へ」論と産業構造の変容をふまえつつ、21世紀は第1次(農業)、第2次(工業)、第3次(サービス)の次に来る「第4次(アソシアシオン)」経済の時代になると言う。それは、それまでの「労働—商品生産—商品供給」から「専門能力—相互サービス—社会的需要」という生産の3角形への移行であり、それを体現するものこそが「アソシアシオン(参加と連携の組織)」にほかならないとされている⁷⁰。

シューは、IVでふれたポランニーのような「市場経済の社会への再埋め込み」論とは異なり、市場経済とアソシアシオンの相互発展を提起しているのであるが、第4次経済においては「脱商品化」の方向が考えられていることがわかる。なお、シューは、アソシアシオンとともに「社会的経済」の中に含まれている共済組合と協同組合を、「市場の支配下」にあるものとして「第4次経済」から除いている。それらは市場経済とアソシアシオンを媒介する位置にあるものと考えているのであろう。

「専門能力」については、Iでみたような官僚的専門能力が考えられているわけではないことは言うまでもないが、「市民的専門性」よりも広い概念である。いわゆる知識経済化の動向をふ

まえつつ、労働がより内省的・抽象的・柔軟になり、イノベーションへと向かい、したがって自律的になると理解していることに照応するもので、知識は個人のうち固有な知識、専門的知識、生き方の総体を含むものとなり、「主体の属性」となるとされている⁷¹。

このようなアソシアシオンを第4次経済とするためには多くの課題があるのであるが、旧来の安易な未来社会論や、「国家の失敗」・「市場の失敗」論の上に乗った「第3セクター」論とは異なり、産業構造変容の現実をふまえたアソシアシオン＝新セクター論の提起であることが注目される。

最後に、最近の脱商品化論の代表として、I. ウォーラースタインのものを取り上げておこう。彼は、現代を近代世界資本主義システムから非資本主義システムへの移行の時代だと捉えて、その基本的方向として「脱商品化」を強調している⁷²。

ウォーラースタインは、資本主義は「万物の商品化のプログラム」であるとし、脱商品化は脱貨幣化でないことはもちろん、所有や経済的資源の支配の問題でもなく、「利潤というカテゴリーの排除」のことであり、「市場で活動しつつ、利潤ではなく、活動自体とその存続を目的とする構造を創り出すこと」であると言う。したがって、彼が言う「脱商品化」は企業活動レベルに注目したものであり、「脱資本化」の一環として問題にすべきであろう。市場を前提としながら「脱商品化」を実現することは可能であろうか。「商品」は、貨幣（「貨幣としての貨幣」と言うべきであろう）とだけでなく「資本」とも厳密に区別しながら、それらの関連において把握されなければならないのだが、ウォーラースタインにおいてはそれらが明確ではない。

しかしながら、彼の主張で注目されることは、「私的所有の利点を最大限に引き出しつつ、中規模で分権的で競争的な非営利組織」への生産活動の定着が重視されていることである。それは、たとえば巨大企業が展開する大量生産体制が危機に陥っていると理解した上で、それに対する「クラフト経済」の発展を現代的課題とした「第2の産業分水嶺」⁷³などの主張に重なるところもある。しかし、ウォーラースタインの強調点は「非営利」にある。「非営利」とは、配当や利潤分配を受け取る者がおらず、余剰はその組織に貫流されるか、別のところに再投資するための社会的な課税として徴取されるかのいずれかであるとされている。これらはまさに社会的経済や「社会的企業」を指すものだと言えよう。

ウォーラースタインは、より民主的でより平等主義的なシステムを求めてさまざまな提起をしているのであるが、その中軸となる「脱商品化」の内実として、社会的企業が位置付けられているのである。彼は、1980年代末以降の時代を、自由主義に保守主義と社会主義を加えた「リベラリズム」＝近代世界システムの時代が終わって、「アフター・リベラリズム」が始まった時代だと言う。それは、「相対的に平等主義的で完全に民主的な史的システム」をめざす時代、「すべての人々が多様な集団にかかわり、行動すること」が求められる時代であり、国家が正統性を失っていくことに照応して、「より地域レベルで、わたしたちが再組織される諸集団の間」での対立が焦点となる時代だと考えられている⁷⁴。そこに、社会的企業の重要な位置づけがあることは明らかであろう。

なお、脱商品化の方向について彼は、新しいシステムとして「ヒエラルヒー的で非平等主義的な新しい世界秩序に巻き込むような非資本主義的システム」という右翼的な方向もありうるとしている。それは、エスピン-アンデルセンが言う保守的福祉レジームあるいは「国家資本主義」や「開発独裁資本主義」に近いものと考えられる。このような右翼的な方向が「非資本主義的システム」となるか否かについては、別の検討が必要であろう。いずれにしても、ウォー

ラスティンが考える脱商品化のためには、「国家（行政）機関化・官僚化傾向」の克服が不可欠なものであり、本稿で述べてきたように、それは社会的企業をめぐるもうひとつの中心的論点であり、実践的課題でもある。

VI 現代的人格の主体形成と協同関係のハイブリッド的展開

以上でみてきたように、一方における官僚化・国家（行政）機関化、他方における商品化・資本化という2つ（厳密には4つ）の傾向を克服するという方向性において、「社会益（社会権）の実現をめざす社会的企業」の活動が位置付けられなければならない。それは、これまでにみられたようないわゆる「協同組合主義」や「市民社会主義」あるいは「排他的第3セクター論」の限界を克服していく上でも重要なことであろう。

たとえば、アメリカでは、非営利セクターこそがアメリカ市民社会、NPOこそがアメリカのコミュニティそのものであり、これからの時代の市民社会・コミュニティ創造の担い手であるという理解がある⁷⁵。これに対してJ. エーレンベルクは、現代アメリカの市民社会論は、歴史的にコミュニティ主義と地域主義の思想的根拠となり、現代のボランティア・NPO活動の理念となってきた「トクヴィルの観念」に完全に支配されているという認識にたつて、それが保守的で不安定な時代の悲観主義と結びついていることを指摘している。彼は、政治的権力や資本主義の構造的不平等を無視して、市民社会それ自体を民主主義的活動としたり、国家に対置するものとしたりすることはできないとし、「強制・排除・不平等は、自主的決定・連帯・自由とともに、あらゆる市民社会を構成するもの」であることを指摘している。そして、史上最大の物質的格差と、貧しい者から富める者への富の移動によって特徴づけられる最近のアメリカにおいては、民主主義を「経済・国家・そして市民社会に拡充」していくことが課題であり、そのためには「富の再分配とともに始まることになる包括的な政治活動と政治理論」を必要とするとしている⁷⁶。

このことは、社会的企業について考える際にも重要なことであろう。社会的企業は国家と資本主義の展開過程に即してみても現実的である。ただし、エーレンベルクは国家と政治的権力、経済と市場と資本主義を同一視したりして、それらの区別と関連構造が不明確である。もちろん、本稿でみてきたような、官僚化・国家（行政）機関化傾向や商品化・資本化傾向の展開について述べるところは少ない。

これに対して、Iでふれた社会学者ギデンズは、「専門家システム」や消費社会を近現代社会の全体的な展開論理の中で位置づけている。彼はモダニティの制度的特性を資本主義・産業主義・軍事力・監視の4つで捉えた。そして、それらの再帰的性格とそこから生まれる2面性をもふまえて、「ユートピアの現実主義」の立場に立ち、4つの制度的特性に対応する①ローカルなものの政治化、②解放の政治学（不平等の政治学）、③グローバルなものの政治化、④生きることの政治学（自己実現の政治学）を提起した。今後の課題となるポスト・モダンの秩序の輪郭としては、①ポスト希少性システム、②科学技術への人間性の付与、③非軍事化、④多元的な民主的参加、をあげている⁷⁷。

ギデンズのポスト・モダン論、とくに①には問題点が多いが、「ユートピアの現実主義」の諸次元のそれぞれについては納得しうるものであり、社会的企業の実践はそれらすべてにかかわるものであると言える。中でも、「解放の政治学」を「生きることの政治学」（ライフ・ポリティ

クス) ないし「自己実現の政治学」と結びつけるという視点は重要であろう⁷⁸。ギデンズは、モダニティとくに専門家システムの中では、自己アイデンティティ形成は多様な選択肢と可能性による混乱の中で「再帰的プロジェクト」として行われなければならないと考える。そこでは「再専有とエンパワーメントの過程は、収奪および喪失と織り合っている」のであり、自己は①統合対断片化、②無力さ対専有、③権威対不確実性、④個人化された経験対商品化された経験、という4つのジレンマを抱えているとされている⁷⁹。

これらのことは、社会的企業の諸実践を、近現代の経済・社会・政治システムの全体的構造の中で捉えることの必要性和同時に、それらの関連構造の内実を問いつつ、諸個人が自己実現に向けて諸ジレンマを克服しつつ「エンパワーメント」していく過程として明らかにしていかなければならないことを示している。その際には、諸ジレンマを諸個人および実践諸集団⁸⁰に則して、彼・彼女ら（現代的人格）がかかえている基本的な矛盾の展開として理解することが必要である。その先は、「自己実現（および相互承認）」の意識的編制としての主体形成過程が問われることになる。

以上でみてきたことをふまえて、社会的企業の展開を理解するための構造的連関を示すならば、〈表-1〉のようである。最後に、この表に基づきながら、社会的企業発展の現代的課題について述べてみたい。

〈表-1〉 社会的企業が求める社会益＝社会権と協同関係の展開

現代国家	法治国家 (自由主義)	福祉国家 (普遍主義)	企業国家 (新自由主義)	危機管理国家 (新保守主義)	大国主義 vs グローバル国家
公 民	主権者	受益者	職業人	国家公民	地球市民
社会益＝社会権 〈協同関係〉	人権＝連帯権 〈意志協同〉 association	生存＝環境権 〈生活協働〉 cooperation	労働＝協業権 〈生産共働〉 collaboration	分配＝参画権 〈分配協同〉 sharing	公共圏＝自治権 〈地域共同〉 synergy
市 民	消費者	生活者	労働者	生産者	地域住民
自己疎外＝ 社会的形成	全生活過程＝ 市場関係	人間的諸能力 ＝労働力商品	人間的活動＝ 剰余価値生産	生産物＝ 商品・労賃	人間的諸関係＝ 階級・階層

この表では、前稿で提示した表を拡充し、現代国家と市民社会そして資本主義社会の関連構造において社会的企業が追求する社会性（社会権）を位置付けている。すなわち、表頭には、IおよびIIで述べたような、異なる諸側面をもつ現代国家の構造を、表底には、IVあるいはVでみたような「脱商品化」論を批判的にふまえながら、それらを資本の展開過程に即して、さらに、それにともなう現代的人格の自己疎外＝社会的形成過程として再整理してみた。現代的人格は、市民社会で生き、働き、社会的生活を行う諸個人として、「公民と市民の矛盾」という基本的矛盾をかかえたものとして表示してある。

この枠組みにおいては、エスピン＝アンデルセンがいう脱商品化、あるいは最近重要視している「家庭経済」は、基本的には労働力商品のあり方とのかかわりで考えることができるが、これとは別に市場関係（商品・貨幣関係レベル）における自己疎外＝社会的形成過程が検討されなければならない。彼が分配関係として議論していることは労賃論（間接賃金や年金などを含

む)として、そして、階層化システムあるいは政治的階級同盟に関する基礎理論はまさに階級・階層構造として吟味すべきことであろう。サービス産業論をふまえた生産的視点は、労働過程にかかわる剰余価値生産論の中で独自に設定する必要がある。こうした関連を意識しながら、ここではそれらを現代的人格としての地域住民の自己疎外＝社会的形成過程の構造に位置づけているのである。

社会的形成過程を基盤にして、社会的企業論の視点から地域住民の主体形成を検討する際には、ペストフが言う混合的・媒介的そしてハイブリッド的性格に注目すべきであるが、その内実については明確ではなかった。たとえば、彼が社会的企業を位置付ける「福祉トライアングル」は、旧来の公共と民間、営利と非営利に加えて「公式と非公式」の次元を加えているところに特徴がみられるのであるが、社会的企業が「公式と非公式」を媒介すると言う場合の固有の意義や役割の検討は今後の課題となっている⁸¹。

混合的あるいはハイブリッド的性格については、市民民主主義を考える際の前提となる市民の複合的役割と整合的に理解される必要がある。それは単なる「役割」ではなく、現代的人格(地域住民)の構造として、さらにはその社会的形成過程として、過程志向的かつ構造的な分析の視点から把握されなければならない。ペストフの言う「共同生産者」となっていく諸過程が問われるのであるが、それらは主体形成論の枠組みの中で位置づけられなければならない。

この点について山田定市名誉教授が、労働主体の理解を基本にししながら、現代協同組合の実践的課題に即して、経営主体・地域統治主体を提起していることは重要である。山田教授は以前から、さらに社会変革の担い手としての変革主体を提起していたが⁸²、これら諸主体の理解をふまえながら、ペストフが提起する複合的性格を超えて、具体的かつ構造的に理解する必要がある。〈表-1〉では、現代的人格としての地域住民を公民と市民の矛盾、および市民における私的個人と社会的個人の矛盾という基本的矛盾をもったものとして把握した上で、公民としては主権者・受益者・職業人・国家公民(納税者)、市民としては消費者・生活者・労働者・生産者という、それぞれ4つの側面をもったものとして理解すべきことを提起している⁸³。

現代の地域住民＝地球市民としての主体形成過程は、現代的人格がこのような矛盾、より正確に言えば、市場関係を前提にし、労働力商品・剰余価値生産・労賃・階級関係(蓄積論レベル)として展開する過程で必然化する自己疎外のそれぞれを克服していくことを通してはじめて可能である。そうした意味での主体形成過程とそれを実現する学習活動を含まなければ、国家や社会的企業による組織化は国民や地域住民の動員過程と変わらなくなってしまい、社会的企業も資本化・官僚化の傾向を免れないであろう⁸⁴。

〈表-1〉では以上のことに照応させ、社会的企業が追求する「社会権＝社会益」の展開構造については、人権＝連帯権、生存＝環境権、労働＝協業権、分配＝参画権、公共圏＝自治権に分節してある。これらにおいては、社会的企業が追求している社会的目的と社会権ないし人権論の現代的発展を念頭においている⁸⁵。

まず、「市場の論理」優先のグローバリゼーションと、社会権ぬきの自由権を強調する新自由主義的政策が支配的となる中で、「人権」が私的権利に押し込められていく傾向に対して、いわゆる「第3世代の人権」として「連帯権」が提起されてきていることに注目した。次いで、一般に戦後における「社会権」が生存権・教育権・労働権に代表されてきたことをふまえつつ、これに自治権を加えた。それらの現代的発展としては、①生存権については、アメニティの権利を含めた環境権を考え、さらに②所得保障や社会保障の権利と考えられてきたことは、ひろ

く社会的分配にかかわる権利、それらの政策・計画に関わる参画権として固有の位置づけをし、③労働権については、単に就労や賃金所得を得る権利だけではなく、それによって自己実現と相互承認を果たす人間的活動の権利として発展させ、最後に④これらの社会益＝社会権を実現しようとする多様な協同活動の成果であり根拠である「共有資産 commons」⁸⁶を基盤に、それらの協同活動を地域においてネットワーク化する地域的公共圏と総合的コミュニティを形成し、自治的に管理運営する権利をおいている。

なお、教育権に関しては、「人権中の人権」を学習権＝自己教育権と理解した上で、上記の諸社会権全体の基底をなすものと考えている。学習権＝自己教育権は、それらの社会益＝社会権を実現しようとする諸活動のいずれにおいても不可欠のものとして展開する。それこそ、われわれが社会的企業を学習論・教育学の視点から取り上げる基本的理由であるが、そのことを具体化する方向については、「おわりに」で述べる。

これらの社会権＝社会益の現実的根拠であり、その内実でもある協同関係の展開構造（「私的個人と社会的個人の矛盾」の解決過程）については、次の5つを提示している。すなわち、それぞれ①諸個人が自発的に、共通の目的のためにみずからを組織化する「意思協同 association」、②「生活の論理」を表現し、生活課題に取り組み、アイデンティティ形成を果たすために協同活動をする「生活協働 cooperation」、③社会的目的をもった生産（サービスを含む）に協業・分業活動を通して直接的にかかわる「生産共働 collaboration」、④協同活動の成果を評価しあい、かかわる者（マルチ・ステークホルダー）の間で正当に分配しようとする「分配協同 sharing」、⑤諸協同活動をそれぞれが影響しあって発展していくためにネットワーク化し、総合化していくための「地域共同 synergy」、である⁸⁷。これらの協同活動は相互豊穡化の関係にあり、どのひとつが欠落しても、協同関係の形成としては不十分となったり、一面化したりすることになる。それらは同時に、現代的人格としての地域住民の矛盾的諸側面を媒介し、解決していく過程であり、それゆえ、諸個人のエンパワーメント＝主体形成過程を含むが、それぞれの協同活動には固有の課題とプロセスがある。

前稿で述べたように、私益と社会益の矛盾の基本的な解決方向は協同性と公共性であり、住民的公共性（協同活動を基盤にした公共性）の形成にある。問われるべきは協同性・公共性の質であり、その多様性をふまえた関連構造の理解である。実践的な課題となってくることは、多様な協同関係の組織化である。一般的に言えば、社会的企業とくに地域づくりにかかわる地域社会企業においては、協同関係の地域的・重層的・複合的編制が重要な意味を持つ。もちろん、それは協同組合やボランティア組織などとは異なる社会的企業の固有のあり方に即して展開されなければならない。北アイルランドのマクレナハンはその社会的企業化に伴う問題に取り組んでいくにあたって、社会サービス専門家（提供者）と受益者の連帯、そして異なるコミュニティ間の対話に注目している。それは社会的企業の複合的性格、マルチ・ステークホルダー組織としてのあり方、そして「第3の道」全体の中での位置付けにかかわることであろう。

〈表-1〉では、論理的に問われる協同関係として意思協同・生活協働・生産共働・分配協同・地域共同の5つをあげた。これらのうちとくに地域共同は、それまでの協働活動の結果であり今後の発展条件でもある「共有資産 commons」を基盤にして、地域レベルでの多様な協同関係を結びつけていく多声的な「響同 symphony」であり、そうすることによって多様な協同活動を相互規定的・相互豊穡的に発展させていく実践である。そうした実践をとおして「協同・協働・共同の響同関係」⁸⁸をそれぞれの組織において、そして、各組織の連携において創造し拡充して

いくことが社会的企業の本質にかかわることとして問われるのである。

このような「協同・協働・共同の響同関係」を創造することが、「ハイブリッド」としての社会的企業を実現するための基本的・基礎的な実践となるであろう。それは、地域民主主義を発展させる地域社会経済発展の課題に結びつく。そうした方向を考えるならば、とくに社会的企業論における社会会計・社会監査の視点は重要な意味をもつようになる。社会的企業は住民的公共性を発展させ、「地域的公共圏」を担う重要な一環となる。それはさらに、グローバルな運動として発展していかなければならないであろう。社会的企業の基本的特質である社会的目的は、ヨーロッパに始まる脈絡では「社会的排除問題」の解決という課題に具体化されているのであり、それはグローバリゼーションの過程で地球的規模に広がる問題なのだから⁸⁹。

社会的企業は、私益でも公益でも、さらには共益でもない「社会益」を現実化させようとする協同事業組織である。その本質は、多様な協同関係を育てつつ関連づけ、構造化していく実践にあり、「協同関係のハイブリッド化」こそが問題の核心である。それはまた、生存権・労働権・教育権といったそれまでの社会権を現代的に発展させつつ、「新しい社会権」を実現しようとする運動である。そのような意味での社会的企業は、いわゆる第3セクター論や社会的経済論の展開ののち、21世紀の知識基盤社会を切り開く新しい社会経済分野としても考えられてきている。

こうした中で、社会的企業(その一形態であるアソシアシオン)はサービス産業を越えた「第4次経済」(シュール)になるとさえ主張されている。しかし、それを現実のものにするためには、官僚主義的専門化を超えた対人援助労働の量的・質的發展が必要であろう。知識経済の発展をふまえて、新たな文化経済として位置付けようとする動きもある。そのためには、旧来の文化産業論を越えて、「固有価値」を求めるものとしての文化の本質にたちもどった思想と理論を必要とするであろうし、それを人間と人間社会の発展全体の中で位置付け直すことが求められるであろう⁹⁰。

これらの主張を単なる問題提起や未来社会論にしまわせないためには、現実の社会における矛盾関係、とくに現段階における人間的自己疎外の個々の局面を見据えつつ、それらの構造的全体を克服していくような現代的人格の主体形成=エンパワーメント過程と、それに不可欠な学習=自己教育の展開過程を理論的・実践的に明らかにしていかなければならないのである。

おわりに — 今後の展開に向けて —

以上、社会的企業の現代的意義と存立根拠を考察する続稿として、本稿では社会的企業を「社会的協同のハイブリッドの展開組織」として捉え、その現段階的發展のためには「脱官僚化・脱国家(行政)機関化」および「脱商品化・脱資本化」が不可欠であることを提起してきた。最後に、これからのち、教育学的視点から社会的企業の在り方を検討していくための基本的視点についてふれておこう。

第1に、社会的企業をひとつの実践=学習共同体あるいは活動システム(エンゲストローム)として位置付けることである。地域社会で展開するさまざまな協同活動の多くは、学習・教育を第1の目的としているわけではない。しかし、それらの中には必ず独自の学習・教育活動が含まれている。それゆえ筆者はこれまで「地域づくりの学習的編成」⁹¹の重要性を指摘し、それらを推進する地域づくり教育ないし地域創造教育を提起してきたのであるが、そのことが個々

の協同的組織活動においても具体的に問われるのである。

社会的企業を実践共同体（レイヴ／ウェンガー）として理解することが可能であることは、前稿で指摘した。実践共同体は同時に学習組織でもある⁹²。1990年代以降、企業経営学の領域においては、センゲが提起した「学習する組織」の視点⁹³が注目され、知識基盤社会とされる21世紀にますますその重要性が増してきたと評価されている。学校教育論においては、学校を「学びの共同体」⁹⁴として把握し直そうとする提案や、異なる諸アクターがかかわる活動システム（エンゲストローム）として分析しようとする活動理論が注目されている⁹⁵。社会的企業を学習論的・教育学の視点から検討する際には、これらの動向をふまえておく必要がある。

第2に、個々の社会的企業をネットワーク化したり、媒介・支援の活動をする Intermediary の位置づけである。非営利組織の活動にとって Intermediary が重要な意味をもっていることは、これまでも指摘されてきたが、最近では、単に政策提言や仲介機能を果たすものとしてだけでなく、ひとつの「社会装置」として提起するような研究もあらわれてきている⁹⁶。IIIでふれた宮本太郎は、EU委員会のプロジェクトの事例をふまえて、社会的企業の活動は諸セクターの媒介機能を伴うが、その全体的発展のためには「架橋的支援組織 Intermediary Support Organization」を必要とすることを強調している⁹⁷。

本稿の視点からして重要なことは、領域的・質的に異なる諸協同活動のハイブリッドを意識的に組織化する活動である。学習論としては、いわゆる活動理論の「第3世代」が、個々の活動システムを越えたネットワークの重要性に着目している⁹⁸。ネットワークにはじまる学習の展開論理の解明が課題となるが、一般に、社会的企業における学習はインフォーマルあるいは偶発的 incidental なものが支配的であるが、intermediary においてはより組織的な、つまり「不定型的 non-formal」な学習がみられる。これらを、制度的あるいはフォーマルな学習組織の活動とあわせて、構造的にとらえることが求められるであろう⁹⁹。

第3に、「社会的協同」活動を社会システム全体の中で考えつつ、「社会的協同のハイブリッド」を組織化し、脱官僚化・脱行政機関化と脱商品化・脱資本化を保障するような統治活動＝「社会的統治 social governance」を位置付けることである。

ソーシャル・ガバナンスについては、「市場の失敗」と「政府の失敗」とを克服し、新自由主義に対抗する戦略と考える神野直彦らの提起がある。それは、旧来のパブリック・ガバナンスやマーケット（コーポレート）・ガバナンスに対して、アソシエーション（ボランティアな非営利市民組織）とコミュニティ（地縁組織）からなる「市民社会組織」による統治と考えられている¹⁰⁰。それは対外的のみならず、地縁組織と課題別組織の矛盾関係を克服していくことによってはじめて現実的であると考えられるが、そのプロセスにおいて不可欠な学習活動こそ、われわれが提起してきた地域づくり学習の基本的実践課題でもあり、とくに地域創造教育の一環としての「地域社会発展計画づくり」の実践を必要とするものであろう¹⁰¹。

第4に、以上のような社会的企業にかかわる学習活動について、それらにかかわる諸個人の学習過程とそれを援助・組織化する広義の教育訓練活動に即して明らかにすることである。それは一般に、かかわる諸個人の主体形成＝エンパワーメント過程として理解されるが、とくに社会的協同のハイブリッド的展開に伴う学習・教育過程に固有な論理を解明することが基本的な課題となるであろう¹⁰²。

<注>

- 1 拙著『「地域をつくる学び」への道——転換期に聴くポリフォニー——』北樹出版, 2000, など.
- 2 拙編著『社会的排除と「協同的教育」』御茶の水書房, 2002, および同『地域づく教育の新展開——北アイランドからの発信——』北樹出版, 2004, を参照されたい.
- 3 拙稿「社会的企業の現代的意義と存立根拠について」『北海学園大学経営論集』第2巻第3号, 2005.
- 4 たとえば, Jer Boschee, *The Social Enterprise Sourcebook: Profiles of Social Purpose Businesses Operated by Nonprofit Organizations*, Northland Institute, 2001. ボッシーは, 1990年から99年にかけて, 「社会的企業家全国センターThe National Center for Social Entrepreneurs」の会長でありCEOであった. 同書は, その経験をふまえて, 社会的企業を普及するために, 代表的な14人の社会的企業家とその組織・活動を紹介したものである.
- 5 Antonella Noya and Genevieve Lecamp, *Social Enterprises*, OECD, 1999, pp.8-9. この報告書はOECDによる1998~99年の「地域経済・雇用開発 (LEED) 計画」の成果をまとめたものである.
- 6 中川雄一郎『社会的企業とコミュニティの再生——イギリスでの試みに学ぶ——』大月書店, 2005, pp.118~9. なお, より包括的な「社会的経済」という概念を使用してではあるが, 社会的企業の典型例として考えられているイタリアの「社会的協同組合」を取り上げたものとして, 田中夏子『イタリア社会的経済の地域展開』日本経済評論社, 2004, がある. イタリア社会的協同組合法(1991年)では, 社会的協同組合は「市民の, 人間としての発達および社会参加についての, 地域の普遍的な利益を追求すること」を目的とするとされ, 社会福祉・保健・教育等のサービスを行うA型と, 社会的不利益層の就労を目的とするB型の2タイプに制度化されている(同上書, pp.69~70).
- 7 C. ボルザガ/J. ドッフルニ『社会的企業——雇用・福祉のEU サードセクター——』内山哲朗ほか訳, 日本経済評論社, 2004 (原著2001).
- 8 山田定市『現代の農協理論』(全農協労連, 1973)をはじめとする山田名誉教授の協同組合論の到達点は, 主著『農と食の経済と協同』日本経済評論社, 1999, 「第Ⅲ部 現代の協同と協同組合」に集約されている.
- 9 藤井敦史「NPO論を超えて——社会的企業論の可能性——」『都市問題』第95巻8号, 2004, pp.58~9.
- 10 M. ウェーバー『支配の社会学 I』世良晃志郎訳, 創文社, 1960 (原著1922), 第9章第1~3節. 以下, 引用は同書.
- 11 R. マートン『社会理論と社会構造』森東吾ほか訳, みすず書房, 1961 (原著1957).
- 12 P. バーガー/B. バーガー『バーガー社会学』安江孝司ほか訳, 学習研究社, 1979 (原著1972), p.221.
- 13 たとえば, I. イリッチ『脱病院化社会』金子四郎訳, 晶文社, 1979 (原著1976).
- 14 A. ギデンズ『社会学 改訂新版』松尾精文ほか訳, 而立書房, 1993 (原著とも), 第9章.
- 15 Z. バウマン『リキッド・モダニティ』森田典正, 大月書店, 2001 (原著2000), pp.77~9.
- 16 R. マーフィー『社会的閉鎖の理論』辰巳伸知訳, 新曜社, 1994 (原著1988), pp.283~6.
- 17 グラムシの国家論とその現代的解釈については, 拙著『エンパワーメントの教育学』北樹出版, 1999, 第3章および第4章を参照されたい.
- 18 M. A. マナコルダ『グラムシにおける教育原理——アメリカニズムと順応主義——』上野幸子・小原耕一訳, 楽, pp.206~9, 218~9, 1996 (原著1970).
- 19 A. ギデンズ『近代とはいかなる時代か?——モダニティの帰結——』松尾精文・小幡正敏訳, 而立書房, 1993 (原著1990), pp.42~3, 72~3, 80.
- 20 こうした理解は彼の国家論の脈絡において展開されたものである. A. ギデンズ『国民国家と暴力』松尾精文・小幡正敏訳, 而立書房, 1999 (原著1985), pp.352~3.
- 21 この点, 藤岡惇『グローバリゼーションと戦争——宇宙と核の覇権をめざすアメリカ——』大月書店, 2004, が参考となる.
- 22 木場隆夫編『知識社会のゆくえ』日本経済評論社, 2003, pp.39~43.
- 23 さしあたって, 拙著『教育学をひらく——自己解放のために——』青木書店, 2003, 同『生涯学習の教育学——学習ネットワークから——』北樹出版, 2004.
- 24 藤井敦史「『市民的事業組織』の社会的機能とその条件」角瀬保雄・川口清史編『非営利組織・協同組織の

- 経営』ミネルヴァ書房, 1999, pp.183, 202~3.
- 25 さしあたって, 拙著『生涯学習の構造化』北樹出版, 2001, 補論C, 同『エンパワーメントの教育学』前出, 第3章参照.
- 26 G. エスピン-アンデルセン『福祉資本主義の3つの世界』岡沢憲英・宮本太郎監訳, ミネルヴァ書房, 2001(原著1990). 以下, 引用は同書.
- 27 このうち「家族」ないし家庭経済は, フェミニストからの批判などをふまえて, のちにとくに重要視されていくものである. G. エスピン-アンデルセン『ポスト工業経済の社会的基礎』渡辺雅男・渡辺景子訳, 桜井書店, 2000(原著1999), 第4章.
- 28 もちろん, いわゆるポスト福祉国家段階の北欧諸国をどうみるかについての見解は多様である. たとえばミシュラーは, 1980年代の福祉国家に関する不可逆性論, 福祉国家成熟論, あるいは福祉多元論を批判的に考察した上で, スウェーデンなどは米英の新保守主義に対する「社会的コーポラティズム」だとしている(M. ミシュラー『福祉国家と資本主義』丸谷冷史ほか訳, 晃洋書房, 1995, 原著1990, 第3章). なお, 同書でエスピン-アンデルセンは福祉国家に関する「民主主義的階級闘争論」の代表者の一人とされており, ミシュラーはその理論に基本的に賛成しながらも, 「分配だけでなく資本主義的生産に関する政策のフレームワーク」が欠落しているとしているが(邦訳書, p.136), 福祉国家の「生産志向」の視点は, エスピン-アンデルセンが(サービ産業論などを媒介にして)その後取り入れようとしているものである.
- 29 G. エスピン-アンデルセン『ポスト工業経済の社会的基礎』前出, p.107.
- 30 ビクター・A・ベストフ『福祉社会と市民民主主義——協同組合と社会的企業の役割——』藤田暁男ほか訳, 日本経済評論社, 2000(原著1998). 以下, 引用は同書.
- 31 ただし, 以上のような意味での市民民主主義は, 保育サービスの分野を除いて, まだスウェーデンでも広がっていないとされている. したがって, 具体的な実証研究として取り上げられているのは, 保育サービスの分野における社会的企業である. そこでは, ①親協同組合, ②ボランティア組織, そして③労働者協同組合という3つのタイプが指摘されている. それぞれに特徴があることは言うまでもないが, これらは全体として, 直接的当事者と地域住民と職員が主体的に連携してはじめて社会的企業の積極性があらわれてくるものであることを示している.
- 32 植田洋『分権型福祉社会と地方自治』桜井書店, 2004. 植田がG. H. コールにまなびながら, 「個人の自由と主権に発する社会システム」(同書, p.16)の構築という視点から, 下からの社会組織論として地方自治と近隣自治体の分析をしていることは, 本稿の視点からも注目される.
- 33 神野直彦『地域再生の経済学』中公新書, 2002, pp.151~5.
- 34 エスピン-アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界』前出, 日本語版序文, 同『ポスト工業経済の社会的基礎』前出, p.137.
- 35 さしあたって, 拙稿「戦後日本資本主義と農業保護」(中野一新ほか編『国際農業調整と農業保護』農山漁村文化協会, 1990), 同「農民の主体形成と農協」(暉峻衆三編『日本資本主義と農業保護政策』御茶の水書房, 1990)を参照されたい.
- 36 エスピン-アンデルセンは最近, みずからの研究方法が, 「目的意識的経験論」の立場からの, とくにクロス・セクショナルな比較研究としての社会学的類型論(理念型)の立場であるとしている. エスピン-アンデルセン『福祉国家の可能性』前出, 第6章.
- 37 山田定市・鈴木敏正編著『社会教育労働と住民自治』筑波書房, 1992, 第1章, 鈴木敏正『教育学をひらく』前出, 第4章, など参照.
- 38 渡辺治・後藤道夫編『日本社会の対抗と構想』大月書店, 1997, 二宮厚美『日本経済の危機と新福祉国家への道』新日本出版社, 2002.
- 39 ボルザガからの著書では, イギリスの社会的企業の特徴は次のように紹介されている(ロジャー・スピア執筆). すなわち, 社会的経済とも呼ばれている第3セクターは, 協同組合, 共済組織, およびボランティア組織(慈善団体, 財団を含む)からなるものと考えられてきた. 最近では中間労働組織やコミュニティビジネスも注目されているが, 社会的企業という用語が使用されるのは稀であり, 新しい社会的企業は新たな市場や政府の失敗を反映していると考えられている. すなわち, 住宅供給, 労働市場, その他経済政策の失敗, 地域づくりに関する地方政府の失敗, そして広範囲の福祉の失敗である. 中でも福祉サービス領域における社会的

企業は、1993年の「コミュニティ公共医療サービス介護法」によって、大規模医療施設からコミュニティベースでの介護への移行が進むようになり、とくに利用者のニーズと民族的・宗教的多様性に対する反応力の強さを示すような経済的・社会的イノベーションがあったとされている。なお、日本でのイギリス社会的企業の理解としては、注6の中川の著書、および塚本一郎ほか編『NPOと新しい社会デザイン』同文館出版、2004、第10章参照。

- ⁴⁰ S. P. オズボーン編『NPOのマネージメント——ボランティア組織のマネージメント』中央法規、1999（原著1997）。なお、日本における非営利組織マネージメントの研究としては、小島廣光『非営利組織の経営』北海道大学図書刊行会、1998、角瀬保雄・川口清史編『非営利組織・協同組織の経営』前出、などがある。
- ⁴¹ もちろん、アメリカにおけるNPOマネージメントといってもアプローチは多様である。たとえば、アメリカ経営学界の第1人者であり、みずからNPOにかかわってきたドラッカーは、NPOこそがアメリカ社会の中核であり、コミュニティそのものだとし、「非営利機関は、人間変革機関」であり、その「製品」は「変革された人間」であるという視点から、NPOのマネージメントを論じている（P. F. ドラッカー『非営利組織の経営』上田惇生・田代正美訳、ダイヤモンド社、1991、原著1990、序文）。最近では、知識労働者が主役となる知識社会としての「ネクスト・ソサエティ」においては、NPOだけが「市民にとってのコミュニティ」とくに「高度の教育を受けた知識労働者にとってのコミュニティを創造することができる」と主張している（ドラッカー『ネクスト・ソサエティ』上田惇生訳、ダイヤモンド社、原著とも2002、pp.5~6、273）。
- ⁴² 宮本太郎「社会的包摂と非営利組織」白石克孝編『分権社会の到来と新フレームワーク』日本評論社、2004。なお、今井貴子「第1次ブレア政権下の職業教育・訓練政策」（『日英教育研究フォーラム』No.8、2004）は、社会的包摂政策はブレア政権の抱えるジレンマ（グローバリゼーションとEUによる制約、有権者と支持基盤、政党間対立、党内勢力関係）の解消努力の結果であると理解し、それを職業教育・訓練政策の在り方として例証している点で参考となる。
- ⁴³ John Pearce, *Social Enterprise in Anytown*, Calouste Gulbenkian Foundation, 2003, p.25。もちろん、community enterprise 概念はスコットランド以外の脈絡でも使用されている。たとえば、都市再開発にかかわるものとして、Mel Evans, *Community Enterprise and Regeneration in North London*, Middlesex University Press, 2001、農村開発にかかわるものとして、Melanie Bowles, *Community Enterprise in the Rural Development Area*, Sussex Rural Community Council, 1997、など参照。
- ⁴⁴ この点にかかわるイギリス内部の地域差については、最近、「社会的資本 social capital」と生涯学習の在り方の関連が議論されてきていることが注目される。現在のところ共通理解が形成されているわけではないが、イングランド、スコットランド、ウェールズ、そして北アイルランドの差異についてふれたものとして、J. Field, *Social Capital and Lifelong Learning*, The Policy Press, 2005。
- ⁴⁵ もちろん、スコットランドや北アイルランドに社会的に排除された地域が圧倒的に多く、社会的包摂政策や社会的企業展開の典型的舞台であると言っても相対的なものでしかない。イングランドにも社会的に排除された地域における社会的企業の展開が数多くみられるのであり、中川雄一郎『社会的企業とコミュニティの再生』（前出）は、社会的企業の典型例を旧来型産業が衰退しているイングランド北東部と、ロンドンのイナーシティから選んでおり、とくに「コミュニティの再生」と結びつけて理解していることが注目される。ただし、社会的企業の意義を強調することに力点があるためか、社会的企業が抱えている矛盾や課題についてふれるところが少ない。
- ⁴⁶ こうした動向と地域社会発展協議会の事例については、拙著『平和への地域づくり教育』筑波書房、1995、および同『地域づくり教育の誕生』北海道大学図書刊行会、1998、を参照されたい。
- ⁴⁷ 拙編著『地域づくり教育の新展開』前出、所収論文参照。
- ⁴⁸ 堀越芳昭『協同組合資本学説の研究』日本経済評論社、1989、第3章。なお、同書で山田教授の協同組合論は「制限資本学説」として位置付けられている（同書、pp.14~5）が、協同組合労働論は独自性をもつものとして評価されている。
- ⁴⁹ 拙稿「転機にたつ先進国生協運動」日本生協連21世紀ビジョン研究会『欧州3カ国生協調査報告資料集』日本生活協同組合連合会、1991。当時のイギリス、イタリア、スウェーデンにおける消費者協同組合の動向については、同報告書を参照されたい。
- ⁵⁰ たとえば、田淵直子『ボランティアリズムと農協』日本経済評論社、2003。

- 51 エスピン-アンデルセン『福祉資本主義の3つの世界』前出, pp.22~5.
- 52 竹内真澄『福祉国家と社会権——デンマークの経験から——』晃洋書房, 2004, pp.190~1, 196~7. 彼がデンマークでの経験とハーバマス理論の批判的検討をふまえて「コミュニケーション的な社会権」(同書, p.25)を提起していることは注目されるが, 現代的社会権をそれだけに限定するわけにはいかないであろう. 筆者の過程志向的・構造的な理解(本稿第VI章)と対比されたい.
- 53 K. ポランニー『経済の文明史』玉野井芳郎・平野健一郎編訳, 日本経済評論社, 1975, pp.52~56.
- 54 この点, 拙著『自己教育の論理——主体形成の時代に——』筑波書房, 1992, 第1章を参照されたい.
- 55 K. ポランニー『経済の文明史』前出, p.260, I. イリッチ『ジェンダー』玉野井芳郎訳, 岩波書店, 1984(原著1983), p.396, など.
- 56 同上書, pp.28~29. この点, 解題をしている玉野井芳郎がポランニー経済学と日本の「宇野経済学」との類似性を指摘していることが興味深い(p.15). 周知のように, 商品と資本の論理を連続性において捉えるところに「宇野経済学」の大きな特徴があるからである.
- 57 K. オッフエ『後期資本制システム』寿福真美編訳, 法政大学出版社, 1988(原著1987), pp.93~109.
- 58 A. ゴルツ『労働のメタモルフォーゼ 働くことの意味をもとめて』真下俊樹訳, 緑風出版, 1997(原著1988), pp.232~3, 258~9. いうまでもなく, 「近代イデオロギーとしての労働」批判には, ギリシャ古典古代にまで遡って, 労働・仕事・活動の概念的区別を基本にして労働批判をした H. アレント『人間の条件』(原著1958)や, それをふまえつつ労働とコミュニケーションの活動を対置して労働批判をする J. ハーバマス『コミュニケーションの行為の理論』(原著1981)などの影響がある. 同様な流れの中でのその後の労働批判としては, D. メーグ『労働社会の終焉』若森章孝・若森文子訳, 法政大学出版社, 2000(原著1995), がある. そこでは, 「さまざまな協同や自律の源泉としての, 労働とは根本的に異なる論理に基づく諸活動」の重要性が強調され, 「集団的あるいは個人的な諸活動が労働と並んで発展する」こと, その中で自律的時間(自由時間)が発展するような「時間に対する新しい関係の創出」が提起されている(邦訳書, pp.291, 300~1). 結局, これらの労働批判は, 彼らが批判するマルクスが主張していた労働と活動の区別, 将来展望として最も重視していた「自由時間論」に帰着しているのである. この点, さしあたって, 拙著『主体形成の教育学』御茶の水書房, 2000, 第3章, を参照されたい.
- 59 A. ゴルツ, 同上書, pp.285, 267~9. それは, ワークシェア論や将来社会論にも影響を与えた彼の提起の一環である. すなわち, 「私たちの社会的協力様式の自律的調整と私たちの生の内容の自律的決定を優先することのできる領域」を取り戻し, 拡大するために, 「労働時間を, 実質賃金の引き下げなしに, 計画的・段階的に短縮し, 同時にこの解放された時間をあらゆる人にとって自由な開花の時間にするための付随的な政策を総合的に行うこと」(同上, pp.300, 307)である, と.
- 60 森岡孝二『働きすぎの時代』岩波新書, 2005. 森岡は, 「働きすぎ」の基本要因をグローバル資本主義・情報資本主義・消費資本主義・フリーター資本主義の4つに求めているが, それに対して, スローライフへの転換を提起していることが注目される.
- 61 たとえば, R. ボアイエ『レギュレーション理論』山田鋭夫訳, 新評論, 1989(原著1986), 参照.
- 62 その経過については, A. リピエッツ『レギュレーションの社会理論』若森章孝監訳, 青木書店, 2002.
- 63 K. マルクス『1857-58年の経済学草稿集II』資本論草稿集翻訳委員会訳, 1993, pp.14~18. この部分の理論的意義については, 拙著『主体形成の教育学』前出, 第3, 4章を参照されたい.
- 64 以下, M. アグリエッタ『資本主義のレギュレーション理論』若森章孝ほか訳, 大村書店, 1989(原著1976), pp.384~7.
- 65 A. リピエッツ『勇気ある選択』若森章孝訳, 藤原書店, 1990(原著1989), pp.101~2.
- 66 代表的なものとして, スーザン・ジョージ『オルター・グローバリゼーション宣言』杉村昌昭・真田満訳, 作品社, 2004.
- 67 A. リピエッツ『勇気ある選択』前出, p.154以降.
- 68 A. リピエッツ『レギュレーションの社会理論』前出, pp.242~3, 292.
- 69 レギュレーション理論の最近における総括については, 「レギュレーション理論の到達点と展望」『季刊 経済理論』第42巻2号, 2005, を参照.
- 70 R. シュー『第4次経済の時代——人間の豊かさと非営利部門——』山本一郎訳, 新評論, 1999(原著1997),

- p.175. 邦訳ではアソシアシオンを、その意味をとって、「参加と連携の組織」としている。
- ⁷¹ 同上, pp.103~4. 注目すべきは、このような専門能力は一方的に教えることはできないが、アソシアシオンを典型とする「知識の相互交換ネットワーク」においてこそ獲得できるとしていることである(同, p.120). 学習のネットワークの意義については、拙著『生涯学習の教育学——学習ネットワークから——』北樹出版, 2004.
- ⁷² I. ウォーラーステイン『脱商品化の時代——アメリカン・パワーの衰退と来るべき世界——』山下範久訳, 藤原書店, 2004 (原著 2003), pp.341~4, 348.
- ⁷³ M. J. ビオリ/C. F. セーブル『第二の産業分水嶺』山之内靖ほか訳, 筑摩書房, 1984 (原著 1993).
- ⁷⁴ I. ウォーラーステイン『新版 アフター・リベラリズム』松岡利道訳, 藤原書店, 2000 (原著 1995), 終章. 筆者は、こうした時代を「ポスト・ポストモダン」として特徴づけてきた. 拙著『エンパワーメントの教育学』前出, などを参照されたい.
- ⁷⁵ 前掲注(4)のドラッカーの主張がひとつの典型であろう.
- ⁷⁶ J. エーレンベルク『市民社会論——歴史的・批判的考察——』吉田傑俊訳, 青木書店, 2001 (原著 1999), 第9章, 参照.
- ⁷⁷ A. ギデンズ『近代とはいかなる時代か?』前出, p.195, 203.
- ⁷⁸ もちろん, 批判もある. たとえば, ギデンズがハイモダニティと言っている現代を「液状化社会 liquid modernity」としているパウマンは, 人間を反省(内省)的動物であるとした上でライフ・ポリティクスを強調するギデンズを, 「そうした内省の視野は, 行動の結果に結びつけ, 結果を決定する複雑なメカニズムまでおよばないし, メカニズムを機能させる条件には, 当然およぶことがない」と批判している(Z. パウマン『リキッド・モダニティ』前出, p.31). 筆者は, ギデンズは階級・階層格差や地域格差を考慮しておらず, そのことはまさに「社会的排除問題」したがって「社会的企業」について検討していく際の試金石になると考えている(拙編著『地域づくり教育の新展開』前出, 序章).
- ⁷⁹ A. ギデンズ『モダニティと自己アイデンティティ——後期近代における自己と社会——』秋吉美都ほか訳, ハーベスト社, 2005 (原著 1991), pp.3, 7, 227.
- ⁸⁰ 集合的アイデンティティについても独自に問われなければならないが, ふれる余裕がない. さしあたって, 川北稔『社会運動と集合的アイデンティティ』曾良中清司ほか編『社会運動という公共空間』成文堂, 2004.
- ⁸¹ この点, 筆者は成人教育・社会教育とくに地域社会教育実践の構造を明らかにするにあたって, 公式的 formal と非公式 informal を媒介する「不定型 non-formal」教育を位置付け, その役割と機能, 実践モデルを提起してきた. 拙著『学校型教育を超えて』北樹出版, 1997, などを参照されたい.
- ⁸² 山田定市『地域農業と農民教育』日本経済評論社, 1980. その諸主体と主体形成論の意義については, 拙著『生涯学習の構造化』前出, 補論B参照.
- ⁸³ 鈴木敏正『生涯学習の教育学』前出, 第III章を参照されたい.
- ⁸⁴ 同上書第V章では, ペストフが実践例として取り上げている保育に関して, ボランティア組織と事業型のNPOの実践例を紹介しているので, 参照されたい.
- ⁸⁵ さしあたって, 日本社会教育学会編『現代的人権と社会教育の価値』東洋館出版社, 2004, の拙稿(序章)を参照されたい. なお, 前稿では〈地域共同〉にもとづく社会益=社会権を共有=連帯権(共有資産をもつことと, それを基盤に連帯する権利)としたが, より広くかつ積極的に, 地域的公共圏を形成し, それを自治的に管理する権利として, 公共圏=自治権を提示している. 連帯権については, より一般的に, 自発的意志にもとづいて, みずからの要求にしたがって自由に協同組織を形成する権利として, とくに社会的に排除されがちな人びとにとって重要な意味をもつ「第3世代の人権」としての理解が定着してきていることを考慮して, 〈意志協同〉に支えられた社会益=社会権として位置付けることとした.
- ⁸⁶ 別の議論が必要であるが, さしあたって, 宇沢弘文・茂木愛一郎編『社会的共通資本——コモンズと都市——』東京大学出版会, 1994.
- ⁸⁷ くわしくは, 拙編著『社会的排除と「協同の教育」』前出, 終章参照.
- ⁸⁸ 拙著『生涯学習の教育学』前出, 第III章第4節.
- ⁸⁹ 社会的排除問題がグローバルな課題となっていることについては, A. S. バラ/F. ラペール『グローバル化と社会的排除』福原宏幸・中村健吾訳, 昭和堂, 2005 (原著 2004). 教育問題にひきつけては, 拙著『教育

学をひらく』青木書店、2003、序章および第4章などを参照されたい。

- ⁹⁰ こうした課題に取り組んできた「人間発達の経済学」の最近の成果として、池上惇・二宮厚美編『人間発達と公共性の経済学』（桜井書店、2005）がある。固有価値論の重要性を強調している池上は、文化産業の3層構造論（芸術文化創造型、情報発信・享受型、訪問・参加型）に基づいて現代産業への総合的接近を試みる一方で、後藤和子『芸術文化の公共政策』（勁草書房、1998）が提起する芸術サービス供給の共同財・私的財・公共財の相互関連をふまえて、生活と芸術を創造的に再統合する「新」共同財、それを生み出す地域づくり運動とくに非営利組織の活動に注目している（池上惇『文化と固有価値の経済学』岩波書店、2003、pp.122, 138～40）。本稿のテーマからしても、注目すべき視点である。
- ⁹¹ 拙著『自己教育の論理』前出、同『「地域をつくる学び」への道——転換期に聴くポリフォニー——』北樹出版、2000、など参照。
- ⁹² レイヴ／ウェンガールの学習論的位置づけについては、拙著『生涯学習の教育学』前出を参照されたい。
- ⁹³ P. センゲ『最強組織の法則——新時代のチームワークとは何か——』守部信之訳、徳間書店、1995（原著1990）、およびセンゲほか『学習する組織「5つの能力」』柴田昌政ほか訳、日本経済新聞社、2003（原著1994）。現在ではよく知られているように、学習する組織に不可欠な「5つの能力」とは、システム思考、共有ビジョン、メンタルモデル、チーム学習、自己実現（マスタリー）である。
- ⁹⁴ 佐伯胖・藤田英典・佐藤学『学び合う共同体』東京大学出版会、1996、佐藤学『カリキュラムの批評』世織書房、1996、など。
- ⁹⁵ 山住勝広『活動理論と教育実践の創造——拡張的学習へ——』関西大学出版部、2004。
- ⁹⁶ 田中弥生『NPOと社会をつなぐ——NPOを変える評価とインターメディアリ——』東京大学出版会、2004。田中によれば、インターメディアリとは「NPOと、寄付者・ボランティアなどの資源提供者とのあいだを仲介し、両者の共働が進むようにコーディネートする機能を有する組織」（同書、はじめに）である。同書では、NPOと社会とのミスマッチ問題とくにトランザクション・コスト（資源の取引および合意形成に要するコスト）問題を解決するものとしてインターメディアリを位置付け、英米の事例によってその実証を試みている。
- ⁹⁷ 白石克孝編『分権社会の到来と新フレームワーク』前出、p.135。
- ⁹⁸ Y. エンゲストローム『拡張による学習——活動理論からのアプローチ——』山住勝広ほか訳、1999（原著1987）、新曜社。彼は、「活動を生産する活動」としての学習を人間諸活動のネットワークの中で位置付けているが（同書、p.142）、新しい社会性をもった集団的で拡張的に習得された活動に緊密に結びついた学習は、「実体の弁証法」をもっており、その社会性の形式は「異種混交あるいは交響するポリフォニー」（pp.324～5）だとしていることは、本稿の視点からも注目される。「実体の弁証法」については、拙著『主体形成の教育学』前出、第4章、を参照されたい。
- ⁹⁹ ネットワーキングからはじまり、地域づくり学習へと展開する学習の理解、NPO活動にかかわる学習の事例については、拙著『生涯学習の教育学』前出を参照されたい。学習の構造化については、拙著『生涯学習の構造化』前出。
- ¹⁰⁰ 神野直彦・澤井安雄編『ソーシャル・ガバナンス——新しい分権・市民社会の構図——』東洋経済新報社、2004、pp.48～9。それは、ペストフの前掲書で言う第3セクター（アソシエーション）と第4セクター（コミュニティ）を統合したものだと考えられている。
- ¹⁰¹ たとえば、具体的な事例とあわせて、姉崎洋一・鈴木敏正編『公民館実践と「地域をつくる学び」』北樹出版、2002、参照。ここでは、コミュニティとアソシエーション、そしてコラボレーションのネットワークや異種組織間のパートナーシップとしての「地域づくり響同（シンフォニー）」を提起した（同書、p.337）。
- ¹⁰² 拙著『エンパワーメントの教育学』前出、など。生活協同組合に即しては、別に提起したことがあったが、現段階の社会的企業に即して再構成しなければならないであろう（拙稿「生活主体の形成と協同組合」『生活協同組合研究』1990年2月号、同「生協運動と社会教育実践」『生活協同組合研究』1992年8月号、など）。

Hybrid of Social Cooperations towards De-bureaucratization and De-commodification: A Premise for Analyzing Social Enterprise

Toshimasa SUZUKI

Abstract

“Social Enterprise” is the organization that performs cooperative activities in a civil society to realize social benefits or social rights through enterprising. It has been understood as the Third Sector or the Social Economy in 1990’ and accepted in the policies of EU and the other international organizations as the activities to tackle ‘Social Exclusion’ with various collective and cooperative works after the latter half of 1990’.

Generally speaking, cooperative works with social or public purposes are necessarily accompanied by learning activities. This paper interprets the conditions to develop social enterprise, the representative practices of cooperative works in the ‘Glocal Era’ of this century, as a premise to research its educational meanings. It focuses on the ‘isomorphism’ of bureaucratization and commodification of social enterprise and analyses the structure and practices to overcome these trends through “De-bureaucratization or De-administration” and “De-commodification or De-Capitalization”.

As a conclusion, the paper proposes to make a social hybrid through structurizing various cooperative works.

Keywords: Social Enterprise, De-bureaucratization, De-commodification, Hybrid of Social Cooperatives